九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

中期モンテスキューにおける「君主政」概念の形成（一）：「世界王国」、古代ローマ、イングランド国制

安武，真隆
関西大学法学部専任講師

https://doi.org/10.15017/2106

出版情報：法政研究. 65 (1), pp.69-117, 1998-07-21. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

中期モンテスキューにおける「君主政」概念の形成（一）

――「世界王国」、古代ローマ、イングランド国制――

安　武　真　隆

はじめに
第一章　古代と現代――ルイ一四世と「世界王国」
第二章　ローマにおける「自由な国家」
　第一節　「自由な国家」の「構想」
　第二節　「自由な国家」の消滅と「衰退」（以上本号）
第三章　イングランド国制論（以下次号）
おわりに

はじめに

『ペルシャ人の手紙』（一七二一）の成功を受けてパリ社交界にデビューしたモンテスキュー（一六八九-一七五五）は、その後アカデミー・フランセーズに入会し、次いでヨーロッパ各地、とりわけイングランドを旅行することになった。後述するように、彼は、同時代の状況を楽観視してはいなかったが、この時期になって、初期に抱いていた悲観的な見方から、徐々に立ち直りつつあった。それとともに、彼は、初期の古典古代に依拠する議論枠組を相対化しつつ「君主政」論を形成・展開していくようになった。この「君主政」概念の形成は、彼が同時代のヨーロッパにかんする認識を深め、この認識に必要不可欠な概念装置と分析視角とを獲得することによって、はじめて可能となったものであった。[1]

周知のように、モンテスキューの「君主政」概念については、『法の精神』の政体論において詳述されている。彼によれば、君主政とは、ただ一人の君主が、確立した制定法に従って中規模の領域を統治する政体で、画一化と権力の濫用を阻止するために、「穏和の精神」に基づいて複数の身分間が相互に均衡を保ちつつ並存する「ゴシック政体」をそのモデルとするものである。また、この政体をつき動かす「原理」は、貴族の「名誉」であり、第三階級の「奢侈に基づく商業」とともに、この政体の活力の源泉ともなっている。[2]

しかし、本稿では、『法の精神』のテクストに基づきモンテスキューの提起した「君主政」論の構造そのものを解明するのではなく、むしろ彼の「君主政」論を構成している諸要素が、いかなる契機を経て「君主政」論へと概念化されていったのか、という点に着目する。本稿がこのような迂回路を採用するのは、成熟期の著作が長期に渡る彼の思索のいわば到達点であって、そこに込められた様々な意味やそれらの相互連関を解明するには、『法の精神』に見

られる政体論を概念的に分析するのみならず、そこに到達するまでの彼の思想的営為を理解する必要があると思われるためである。

以上のことから、本稿では、『法の精神』に見られる「君主政」概念の形成過程を解明するために、モンテスキューの初期の著作の特徴を手がかりとしつつ、彼の中期の主著『ローマ人盛衰原因論（*Considérations sur les Causes de la Grandeur des Romains et de leur Décadence*, 1734）』、『ヨーロッパにおける世界王国にかんする省察（*Réflextions sur la Monarchie Universelle en Europe*）』、さらに『法の精神』第一一編第六章の「イングランド国制について（De la Constitution d'Angleterre）」などに注目する。[3] これらのうち特に二番目の「世界王国」論が、本稿における検討の第一の鍵となる。これは『ローマ人盛衰原因論』と同時期に執筆され、併せて一七三四年に出版されるはずであったが、ルイ一四世批判として解釈されるのを恐れたのであろうか、モンテスキューは慎重にも「諸般の事情から」その公刊を断念した。[4] なお、中期の主著とされる『ローマ人盛衰原因論』のみならず、「世界王国」論にも焦点を当てる理由として、以下の三点を挙げることができる。第一に、モンテスキューにおける「君主政」概念の形成という問題を扱うにあたって、この著作が一つの画期をなしていると思われる点である。とりわけ、アカデミー・フランセーズへの入会（一七二八）、およびその後のヨーロッパ旅行（一七二八-三一）の経験などによる新しい知見の獲得や、同時代のヨーロッパに対する認識の深まりによって、古典古代に直接準拠するというこれ以前の知的枠組を相対化したことが、この著作に窺える。[5] 第二に、同時代の他の論者が、「世界王国」という用語を用いて、フランス王権の伸長について批判的文書を数多く著した点が挙げられよう。これらの文書が登場する政治的背景を前提に、モンテスキューの「世界王国」論の特徴を確認することによって、同時代のヨーロッパにかんする彼の認識を浮かび上がらせることが可能となるからである。[6] 第三の理由は、しばしば純粋に歴史を扱った著作、歴史的知識を披

露しただけの著作として位置づけられる[7]『ローマ人盛衰原因論』の立論が同時代のヨーロッパ認識とどう連関しているのかが、この「世界王国」論を手がかりとすることによって、より鮮明になる点にある。

さらに、本稿で、後期の著作『法の精神』のうち第一一編第六章のイングランド国制論を扱う理由について二点つけ加えよう。それは、第一に、この箇所の執筆時期が、シャクルトンの研究によって、『ローマ人盛衰原因論』の数年後であると推定されており[8]、しかも、論述の視座自体にも連続性が認められることにある。また、第二に、イングランド国制論が、この段階におけるモンテスキューの「自由な国家」観の修正を示している点において、「君主政」概念の形成におけるもう一つの画期を成しているからでもある。

本稿の論述は、以下の順序で進められる。第一章では、モンテスキューの「世界王国」論の特徴、およびこの議論と『ローマ人盛衰原因論』との関連について検討する。この作業によって、彼が「世界王国」論を論述するにあたって前提としていた同時代のヨーロッパ観、およびそれと古代ローマとの関連が明らかにされる。第二章では、彼が『ローマ人盛衰原因論』においてローマ史を論ずる際の〈機構〉論的視座に注目しつつ、彼が提示した「自由な国家」の「構想」を解明する。さらに第三章では、〈機構〉論的視座が、イングランド国制論において、どのように展開されているのかを検討し、同時代のイングランドに対する認識の深化にともない、「自由な国家」観がいかに修正されたのかについても考察を加える。以上の「君主政」論の発展を考察することで、彼の『法の精神』を執筆する際の課題とは何であったのか、また、『法の精神』において「君主政」概念を構成する諸要素が、どのような契機を経て、彼の思想的核心となったかという、モンテスキューの政治思想を理解する上で重要な論点を扱うことができるであろう。

※　本稿執筆にあたって底本としたのは、プレイアド版全集 *Œuvres complètes de Montesquieu, texte présentée et annoté par Roger Caillois*, Paris: Gallimard (Bibliothèque de la Pléiade), 1951, 2 tomes である。この版に欠けたテクストについては、A・マソン監修の全集（ナジェル版）*Œuvres complètes de Montesquieu, publiées sous la direction d'André Masson*, Paris: Nagel, 1950-55, 3 tomes によって適宜補った。

なお『わが所感（[*Mes*] *Pensées*）』と『落穂集（*Le Spicilège*）』にかんしては、前者について版による番号の異同一覧を巻末に付した、Montesquieu, *Pensées Le Spicilège, édition établie par Louis Desgraves*, Paris : Robert Laffont, 1991 を適宜参考にした。

※　モンテスキューの著作からの引用および参照については、原則として以下のように表記する。

『ペルシャ人の手紙（*Lettres Persanes*, 1721）』（井田進也訳、世界の名著三四、中央公論社、一九八〇年）については、手紙の番号を文中で明記した。

『ローマ人盛衰原因論（*Considérations sur les Causes de la Grandeur des Romains et de leur Décadence*, 1734）』（田中治男・栗田伸子訳、岩波文庫、一九八九年）と『ヨーロッパにおける世界王国にかんする省察（*Réflextions sur la Monarchie Universelle en Europe*）』については該当する章を、括弧に括って前者については漢数字で、後者については原文に従いローマ数字で、本文中に記した。

『法の精神（*De L'Esprit des Lois ou du rapport que les lois doivent avoir avec la constitution de chaque gouvernement, les mœurs, le climat, la religion, le commerce, etc. à quoi l'auteur a ajouté des recherches nouvelles sur les lois romaines touchant les successions, sur les lois françaises et sur les lois féodales*, 1748）』（野田良之・稲本洋之助・上原行雄・田中治男・三辺博之・横田地弘訳、岩波書店、一九八七-八八年）からの引用にかんしては、原則として編（Livre）と章（Chapitre）を、（六-三）といった略号で本文中に取り入れた。この場合は、『法の精神』第六編第三章を示す。なお、特に第一一編第六章のイングランド国制論についての分析に限っては、例外的に段落の通し番号を本文中に（a1.30）と表記した。この場合、『法の精神』第一一編第六章、第三〇段落を示す。また『わが所感』や『落穂集』については、該当番号を註の中において記した。

その他のテクストについては、プレイアド版の全集（以下、典拠にあたっては、*OC. Pléiade* と略す）、あるいはナジェル版（以下、*OC. Nagel* と略す）の巻数、頁の順に註の中で表記した。また訳文にかんしては、翻訳がある場合はそれを参照したが、訳語の統一性が必要だと判断した箇所などは、筆者の責任において訳に手を加えたところがある。

(1) 本稿では、モンテスキューの政治思想の時期区分として便宜上、彼の公刊された著作のうちでは最初期に属する一七二一年の『ペルシャ人の手紙』までを初期、ヨーロッパ旅行を経て『ローマ人盛衰原因論』などが執筆された一七三〇年代頃を中期、そして晩年の主著『法の精神』(一七四八年)の公刊に至る時期を後期あるいは成熟期とする。また初期に経験したフランスの現状に対する悲観的な見方、および古典古代への準拠については、拙稿「初期モンテスキューにおける古典古代」『法政研究』(九州大学法政学会)第六三巻第三-四合併号、一九九七年三月、六八一-七三三頁を参照されたい。

(2) 『法の精神』における「君主政」の基本構造については、拙稿「モンテスキューにおける共和政の理念と君主政―『法の精神』における「富」と「名誉」―」『政治研究』(九州大学政治研究室)第四一号、一九九四年三月、四一-八三頁を参照されたい。

(3) ここで、近年の日本におけるモンテスキュー研究の充実について触れておく必要があろう。個別テーマを扱ったモノグラフィーを別として、『ローマ人盛衰原因論』を中心とする中期モンテスキューの政治思想をある程度トータルに扱ったものとして注目されるのは、福鎌、川出、押村の三氏による研究業績である。

まず福鎌氏の研究は、全三巻にわたる大部で、管見に基づく限り、モンテスキューが著したテクストを最も包括的・実証的に扱い、同時代の出来事をめぐる記述や伝記的事実を豊富に掲載している点で、一九七〇年代の研究ではあるが依然として重要である(福鎌忠恕『モンテスキュー〔生涯と思想〕』全三巻、第二巻〔第II部　ローマ興亡史論〕、酒井書店、一九七五年)。福鎌氏は、『ローマ人盛衰原因論』をイングランド国制論や「世界王国」論と関連づけて検討することによって、その本質を「自由」と政体規模との関連性をめぐる議論として抽出しようとする。筆者も大筋では福鎌氏の解釈に賛成である。

次に、川出氏の著作(川出良枝『貴族の徳、商業の精神　モンテスキューと専制批判の系譜』東京大学出版会、一九九六年)は、その解釈の中心が『法の精神』にあり、イングランド国制論を、一七四一-四三年頃の執筆が推定される第一九編第二七章とともに分析を行っており、中期のモンテスキューの思想形成過程の解明を、直接の目的とはしていない(二三一-二三三頁)。無論、氏が採用する分析手法も、モンテスキューにとってのイングランド像を総体として解明することを目的とする限り(本稿はこのような問題意識に基づいていないが)有益であり、氏の研究は重要な示唆に富んでいる。ただし、氏は、モンテスキューの「君主政」概念が彼の内面において古典古代的な価値観との対立・葛藤の過程を経て形成されたという側面を軽視しているように思われる(なお、『思想』八八四号、一九九八年二月、一五六-一五九頁に掲載の書評も参照)。また、

川出氏は、『ローマ人盛衰原因論』についての福鎌解釈を、モンテスキューの論述の中でも「便宜的な説明」あるいは「二次的な議論」を抽出したに過ぎないとして批判し、「モンテスキューのローマ史解釈の眼目は、共和国の対外的拡大と国内における対立抗争とが内的連関をもって同時に進行した、という部分に存在する」と主張している（一九九頁）。しかし、私見によれば、氏が主張する「眼目」とは、モンテスキューがローマ史を叙述する際に依拠した枠組のことであって、この中立的枠組それ自体が彼のメッセージの最たるものだったのかどうかは、議論の余地がある。本稿第二章で詳述するように、彼がローマについて「偉大さ」や「衰退」という価値的な表現を用いている点、彼の論理においてローマの「偉大さ」と「衰退」とを橋渡しするのが「自由な国家」の「消滅」である点に着目することによって、ローマにおける（「征服政策」ではなく）「偉大さ」の達成が、共和国に内在した（「党派対立」ではなく）「分裂」の質を変化させたという議論を、『ローマ人盛衰原因論』における「自由」を検討するにあたって、無視し得ない重要なものと解することもできよう。

最後に、押村氏の著作（押村高『モンテスキューの政治理論—自由の歴史的位相—』早稲田大学出版部、一九九六年）は、重要な論点提示があるものの、現代的意義の抽出という氏の目的意識のために、モンテスキュー解釈としては必ずしも整合的でないように思われる（この点については、『政治研究』第四五号、一九九八年三月、一五一-一六四頁に掲載の書評も参照されたい）。ただし、第五章「共和政ローマと自由」および第六章「ゴチック政体と自由」は、本稿の問題意識とも重なり、注目すべきである。なお、参照、押村高「モンテスキューの国祭関係思想—18世紀ヨーロッパの構造的変動と国家理性観の修正—（上・下）」（『青山国際政経論集』第三一号、四一-六二頁、第三五号、四九-六九頁、一九九四-九五年）。氏はこの論文で、モンテスキューが、ストア的コスモポリタニズム、人道主義に立脚した世界観を提示したとするが、解釈としてやや一面的であるように思われる。なお、個別の論点における上記三者との解釈の異同については、本稿での相当する論述の註においても言及することにしたい。

（4）*OC. Nagel*, III, pp.361-362.

（5）ただし、福鎌氏は、モンテスキューが、ヨーロッパ旅行以前の段階で、「古代共和国の政治理念に熱中したり、イギリスをユートピアとみなしたりするには、すでにあまりに人生経験を重ねており、かつ実証的、科学的修練も積んでいた」と指摘する（福鎌、第二巻、二三〇-二三一頁）。確かに、古典古代の有徳な市民に依拠した〈徳〉論的視座を相対化し、「諸原因の連鎖」を解明する作業は、モンテスキューが中期の著作を執筆する以前、さらにはイングランド旅行以前から始まっていた。しかし、本稿第二章の注（6）においても指摘するように、彼の「原理」探究作業方法がどの段階で確立したかについては、

解釈の分かれるところである。少なくとも、ヨーロッパ旅行以前に彼が既に「原理」を発見し、この「原理」を前提として「理論の検証ないし確認を目指してヨーロッパ諸国の実地調査に乗出した」（二三五頁）とか、「一七三四年以降のモンテスキューの全生活は、いわば『ローマ興亡史論』に述べられた理念を理論化し、体系化して大著にまとめるために捧げられた」（二九六頁）とか福鎌氏が主張するほど、中期のモンテスキューの思想は確定していなかったように思われる。また、氏は、古典古代に対するモンテスキューの知的態度を検討するにあたって、彼が古代ローマを共和政期と帝政期とに区別して論じていた点、および共和政期を理想とする場合でも、構成員の倫理に着目する〈徳〉論から、統治機構に着目する〈機構〉論へと次第に視点を移した点を、過小評価しているようにも思われる（二九五頁）。

（6）したがって、『ヨーロッパにおける世界王国にかんする省察』の分析にあたって本稿が注目するコンテクストは、この作品の発刊が予定されていた一七三四年のコンテクストではなく、むしろ一七〇〇年前後のそれである。後者に注目するのは、この時期、ルイ一四世の対外膨張政策が、諸外国の反発を浴び、「世界王国」の脅威が様々なパンフレット類で論じられたためである。

（7）たとえば、ダニエル・モルネは、『ローマ人盛衰原因論』を次のように評している。

「『ローマ人盛衰原因論』は、われわれの主題〔フランス革命の知的起源の探究〕にとって重要ではない。仮にそれが現代の読者にとって、どんなに新鮮であり、社会的・政治的省察に富んでいようとも、一七三四年当時の読者には、物知りの思弁にすぎなかったのである。」（括弧内引用者、Daniel Mornet, *Les Origines Intellectuelles de la Révolution Française, 1715-1787*, Paris: A. Colin, 1933, p.32、『フランス革命の知的起源・上』坂田太郎・山田九朗監訳、一九六九年、勁草書房、四四頁、ただし訳に若干手を加えた。）

ただし、モルネとは対照的に、ダランベールがこの著作を「政治家及び哲学者用のローマ史」と評したことも指摘しておこう。（Jean Le Rond d'Alembert, *Eloge de Montesquieu*, en *Œuvres de Montesquieu: grandeur des romains; avec eloges, analyses, commentaires, remarques, notes, réfutations, imitations par Destutt de Tracy, Villemain, Walckenaer, d'Alembert* [*et al.*], Paris: Dalibon, 1826, p.21.）

（8）シャクルトンの推定によれば、イングランド国制論は、一七三四年から三八年の間に執筆され、その後一七三九年から四一年の間に修正が加えられた。また「世界王国」論の執筆は、一七三一年から三三年の間と推定されている（Robert Shackleton, "Les secrétaires de Montesquieu", en *OC. Nagel*, II, pp.xxxv-xliii; "L'Esprit des Lois: le manuscrit de la

Bibliothèque nationale", en *OC. Nagel*, III, pp.567-75)。この二つの論文は、後に以下の論文集に再録された（Shackleton, *Essays on Montesquieu and on the Enlightenment, ed. David Gilson and Martin Smith*, Oxford: Voltaire Foundation at the Taylor Institution, 1988.)。本稿におけるテクストの執筆時期の推定は、基本的にシャクルトンの推定に基づいている。

なお、イングランド国制論は、『法の精神』の論述において、結論的意味を持つものとしてしばしば理解されてきた（Shackleton, "La Genèse de《L'Esprit des Lois》", en *Revue d'Histoire Literaire de la France*, No.52, 1952, pp.425-438, esp. p.438; Nannerl O. Keohane, "Virtuous Republics and Glorious Monarchies: Two Models in Montesquieu's Political Thought", in *Political Studies*, vol.20, 1972, pp.383-396、押村高『モンテスキューの政治理論』)。モンテスキューの政治思想と三権分立とを同一視する神話も、かなりの部分、この章の叙述が注目されてきたことに由来する。しかしながら、既にグランプレ・モリエールが明らかにしているように、むしろこの章は、後に展開された彼の政体論の出発点にあったものにすぎない（J. J. Granpré Molière, *La Théorie de la Constitution Anglaise chez Montesquieu*, Leyde: Presses Universitaires de Leyde, 1972)。これを傍証するものとしては、この章が、『ローマ人盛衰原因論』と同時期に執筆されたという息子の証言も存在する（Louis Vian, *Histoire de Montesquieu: sa vie et ses œuvre d'après des documents nouveaux et inedits*, Paris: Didier, 1878, p.401、福鎌忠恕『モンテスキュー』第三巻に「付録　参考論文」として訳出され、三二八頁以下に収録、とりわけ三四一頁を参照)。さらに、この章の『法の精神』全体に占める割合が、ごくわずかであること、また、本稿では詳論を控えるが、イングランド国制論といわゆる「君主政」論とでは、裁判権力にかんして記述内容に相異のあることも指摘できるであろう。

第一章　古代と現代―ルイ一四世と「世界王国」

本章の分析にはいる前に、まず初期モンテスキューにおける思想的特徴を概観し、(1) 次いで「世界王国」概念をめぐる議論の推移に言及しておこう。

モンテスキューは初期段階において古典古代に依拠した論述を展開したが、それは、古代ギリシア・ローマの諸制度の構造に注目する〈機構〉論的観点からではなく、むしろ統治の担い手の政治的資質や徳性に着目する〈徳〉論的観点からなされたものであった。[2] たとえば、彼は『ペルシャ人の手紙』の中で、ルイ一四世に代表される専制的な君主の登場以前において封建貴族がその自律性や「自由の精神」を保ち得た世界と、古典古代において市民から構成される共和政の世界とを、未分化のまま同列に論じていた。このような同一化が可能であったのは、この当時の彼の問題関心が、統治形態や規模、そして政治参加の形態にあったのではなく―そうであれば、逆に古代と当代との相異が強烈に自覚されたはずである―、むしろ自律的人格を表現する指標としての徳性、習俗にあったからに他ならない。

こうした〈徳〉論への関心の限定故に、この段階におけるモンテスキューの統治論は、「法の支配」に対する確信もないまま、君主と人民を単純に対置する構図に依拠せざるを得なかったし、またこれには、政体の構造や規模に注目しようとする視座も、公共性や統治への関与のあり方についての具体的な構想も、組み込まれてはいなかった。さらに、彼の〈徳〉論が専ら古典古代に依拠していたこともあって、同時代に新たに展開し始めていた商業活動について、彼は、個別具体的局面ではかなり肯定的に理解しながらも、そうした肯定的姿勢をその他の論点と整合的に関連づける理論装置を獲得するに至っていなかったのである。

次に、「世界王国」概念をめぐるコンテクストの検討に移ろう。「世界王国」という用語は、一六世紀において、スペインのカルロス一世（カール五世）、次いでその息子のフェリッペ二世の手による巨大な所領地の統合にともなう「ハプスブルグ帝国」の覇権の確立を、ヨーロッパの「自由」喪失につながるものとして批判するために使用されてきた。しかし、一七世紀末から一八世紀初頭にかけて、このスペインに代わってルイ一四世の一連の拡大政策が、

「世界王国」の脅威として反ルイの陣営によって批判されるようになっていた。

このような批判対象の転換を検討するにあたって注目すべきなのは、この時期におけるオランダ（ネーデルランド）の地位であろう。当時のオランダは、世界貿易の中心地であり、少なくとも一七三〇年代までは、ヨーロッパ貿易や海運におけるオランダの独占的とも言える地位に揺らぎはなかった。オランダの国際的地位の重要性は経済的側面にとどまらない。この地は、独特の分権的な統治機構を持ち、宗教的にも寛容で、出版の自由も広く認められていたため、当時の多くの知識人の関心を引きつけていた。[3] 経済的・文化的な重要性に加えて、フランスとの関連でオランダを無視しがたいものとしたのが、一六八五年ルイ一四世によるナントの勅令の廃止であった。この決定によって、フランス国内の多数のユグノーが、特にアムステルダムへと流出したのである。これによって、カトリック諸国とプロテスタント諸国との国際的緊張が再発したのみならず、言論出版の自由が広く認められたオランダで、この亡命ユグノーを中心として反ルイの文書がフランス語で執筆・印刷・出版され、フランス政府の検閲の努力にも関わらずフランス本国へ流入するという事態が生じた。少なくとも、ルイ治世の後半には、一二以上のフランス語の雑誌や新聞（gazette）がオランダで出版されている。[4]

オランダ発の反ルイ文書には、フランス王に対する人格的攻撃を含むものもあったが、ルイ一四世の政策に攻撃を加える政治的色彩の強い文書もあった。たとえば、一六六八年（あるいは六七年）のフランソワ・ド・リゾラ（François de Lisola）の『国家と正義の盾（*Le Bouclier d'état et de justice*）』は、当時のフランスの一連の行動に抗議するのみならず、ルイを好戦的で飽くことを知らない専制君主であるとし、彼の究極目標がヨーロッパ全土から「自由」を奪い全てをフランスに従属させる「世界王国」の樹立にあると主張した文書である。また、同じ趣旨の文書は、当時数多く公刊・流布していた。[5] 実際、ルイは、シャルルマーニュの後裔を自任し、ヨーロッパにおけるフラ

ンス王の威信に執着していた。彼の時代は、この覇権実現に向けて、オランダ、ドイツ、イングランドなどとの絶え間ない摩擦や戦争によって特徴づけられていた。

さて以上の「世界王国」をめぐる同時代のコンテクストを手がかりに、モンテスキューの中期の著作の検討に着手しよう。モンテスキューの「世界王国」論には、これ以前の段階で反ルイの立場から公刊された一連の「世界王国」論と同じく、「世界王国」が樹立されればヨーロッパから「自由」が失われ、人々は隷従状態に陥るという見方が踏襲されている。しかしながら、この著作の特異性は、それ以前の著作にしばしば見られた激しい糾弾の調子や「世界王国」のおびただしい弊害の記述が見られないことにある。こうした穏健性は、一つには、この作品が、オランダやイングランドなどにおける反ルイ・パンフレットとは異なり、フランス人の手によってフランス国内で書かれたという事情によるものと見てよいであろう。しかし、別の事情もあったようである。すなわち、モンテスキューがこの作品を『ローマ人盛衰原因論』とともに公刊しようとした時期、すでにルイはなく、政局を担当していた枢機卿フルーリは、ポーランド継承戦争に際してさえ、対外関係では協調路線を維持していた。[6] つまり、いわゆる「世界王国」の脅威は、すでにこの時期相当薄れていたのである。したがって、モンテスキューの「世界王国」論の企図は、もはや、拡大路線を採ったあの太陽王ルイ、さらには政府当局に対する—少なくとも直接的な—誹謗ではなかったとも言えよう。

この「世界王国」論において、モンテスキューは、西ローマ帝国の崩壊以来、ヨーロッパがまさに「世界王国」に支配されそうになった時期が何度か存在した、と論じている。そして、その主導者として、順に、シャルルマーニュ、ノルマン人、教皇、タタール人、トルコ人、皇帝カール五世、そしてスペインにおけるその継承者、そして最後に

――少なくともそれに敵対する者にとっては――ルイ一四世を挙げている。モンテスキューは、それにもかかわらず「世界王国」を設立しようとする試みの数々が失敗してきたとし、「世界王国」の不可能性を歴史的に論証しようとするのである（IX章以下）。

もちろん、このような歴史的論証によって君主に自制を求めるという論述スタイルそのものは、この著作に先行する反ルイのパンフレットにおいても見出すことができよう。しかし、むしろここで注目したいのは、「世界王国」の不可能性を強調するにあたってモンテスキューが、版図の拡大を続けた古代ローマと同時代のヨーロッパとが質的に異なった面をもつ世界であると確信していたことである。

「目下のヨーロッパの状態において、まさに問題となるのは、ローマ人達のように、ある国民が諸外国に対して持続的に優位にあることがあり得るか否かである。

このような事態は、かつて以上に困難になったと、[7] 私は確信している。」

以上の「世界王国」論の冒頭部分は、彼がこの確信に基づいて、〈徳〉論の観点から古典古代の市民と封建貴族とを重ね合わせて論じた初期著作における議論枠組を、意識的に相対化したことを示していると言えよう。[8]

では、何故モンテスキューは、古代ローマのやり方が同時代において「困難になった」た主張するのであろうか。この点で注目されるのは、技芸と商業活動のあり方において、古代ローマとヨーロッパとが対照的とされることである。この両者の対照性を理解するために、まず『ローマ人盛衰原因論』での論述を手がかりに、古代ローマの世界と商業活動・技芸との関係を概観しておこう。

『ローマ人盛衰原因論』の第一章には、商業活動や技芸との関わりにかんする、次のような一節がある。

「ローマは商業を持たず、またほとんど技芸を持たない都市であったため、略奪が個々人にとって富を得るために採りうる唯一の手段であった。」

しかも、

「ローマには、二つのうちの一つ、すなわち、その政体を変える［拡大する］[9]か、それとも小さな貧しい君主政のままとどまるか、いずれしか途はなかった。」（括弧内引用者）

「ローマはそれ故、常に激烈な不断の戦争状態のうちにあった。ところで、常にまた政体の原理それ自体によって戦争状態にある国民は、必然的に滅亡するか、それとも他の全ての民族を打倒するかのいずれかである。」

実際、『ローマ人盛衰原因論』の前半における論述は、商業活動と技芸とを欠き、小規模で貧困な国家に生きるという悪条件から出発せざるをえなかったローマ人[10]が、その条件を克服していく過程において発揮した「偉大さ」をめぐって展開される。モンテスキューによれば、もしローマ人が当初から広い領土を持ち、はるかに強い国力を有していたのであれば、「凡庸」で「穏和な気質」を持った平和な国家を維持しえたかもしれない。しかし、当時の状況下では商業活動も技芸も満足に存立しなかったために、貧困で小規模という初期条件を克服しようとローマ人が望む限り、彼らは、各人に厳格な軍事訓練を施し、富や奢侈によって柔弱となっていた周辺諸国と戦争を行い、戦利品を得

るしかなかったのである（第一章）。

モンテスキューによれば、ローマ人は、初期段階の制約のために「不断に戦争をするという原理」に支配され、勝利によって栄光を獲得できるのであれば果敢にも死を軽視する、頑強で、誇り高く、大胆かつ毅然とした（第一・四章）好戦的習俗を持つに至った。彼らは、常に戦争に勝利できるよう、こうした習俗を助長する「凱旋式」を取り入れ、敵に利点があれば自らの慣行を放棄してまでそれを導入し、怠惰に陥ることを絶えず警戒していた（第一・二章）。「彼らにとって戦争は省察であり、平和は訓練であった」（第二章）し、「ローマは絶えず富を増し、一つの戦争を終えてもすぐに次の戦争を企てることのできる態勢にあった」（第六章）。さらに、絶えざる戦争の中で、全員が一丸となって戦役に参加し、祖国の防衛に各人が等しく大きな関心を抱くよう、ローマでは土地が平等に分配される旨の法の規定も設けられていた（第三章）。

好戦的習俗を身につけたローマ人は、初期段階の制約を突破すべく、近隣諸国に戦いをいどみ、隣国を征服し支配領域を拡大していった。ローマにおいてこのような「拡大化・偉大さ（grandeur）」が可能であったのは、モンテスキューによれば、ローマ近隣の諸民族が何らかの難点を抱えており、ローマによってその欠陥をつかれて滅びたため、ローマの拡大を阻止しえなかったためでもあった（第四・五章）。そして、後述するように、ローマの版図が急速に拡大し、彼らの徳を生みだした初期条件の制約を突破したことが、その「自由」の喪失の原因となった。ローマは拡大にともない当初の戦闘的習俗を形成する前提条件を失い、独立という意味での「自由」を喪失することになったのである。モンテスキューはこのように、古代ローマの歴史を、小規模かつ貧困という初期条件を突破すべく好戦的習俗を身につけ、「自由」の喪失と国家の堕落を代償としつつも、規模を拡大し帝国化していく過程として描いているのである。

さて、ローマのような軍事的強大化と支配領域の拡大が、同時代のヨーロッパにおいて「困難になった」理由を、今度はモンテスキューの「世界王国」論を中心に明らかにしてみよう。ここでの彼の主張は、現在のヨーロッパに複数の国家が並存し、技芸の発達・普及と商業活動の進展といった新しい事態によって、各国の存在を前提とした相互依存関係が成立しているため、古代ローマのような拡大型の国家の存立可能性がなくなった、というものである。[11] まず、軍事技術の進歩・普及にともない、各国の国力が均等化するとともに、戦争に動員される人員が増大した結果、かつて富をもたらした残忍な略奪的戦闘方法は、かえって国力を疲弊させる原因となった（Ⅰ章）。次に商業活動の進展と、ヨーロッパ諸国による全世界の貿易の独占とにともない、国力は商業や交易の繁栄の度合いに対応するようになった。しかし、商業活動には偶発的要素が大きく、各国の国力は絶えず変化する。それゆえ現在では、一つの国が永続的に他の国家を支配することは、あり得なくなった（Ⅱ章）。モンテスキューはこのような観点から、古代ローマ共和政の清貧さを想起させる一連の特徴と、同時代における勢力均衡・相互依存の進むヨーロッパの国際関係とを対照的に論じている。

「ある貧しい国の民は、しばしば他の全ての民にとって恐るべき存在になった。なぜなら、こうした国の民は、残忍で、不毛の地から生じて、自国に対する人々の敬意によってのみ力をもつ国の前に、突然にかつ一挙に登場したからである。しかし今日、諸国民は全く開明し、いわば一つの大共和国の成員となっている。国力を創るのは、富であり、ある国民が有する利点を、それより豊かな国民がほとんど持ちえない、といった事態は、今日全く生じない。」（Ⅱ章）

ローマの拡大に範をとる「世界王国」の試みが、現在のヨーロッパの実状に適合しないという指摘は、さらに続く。

モンテスキューによれば、四百年来ヨーロッパにおける大変化をもたらしてきたのは、戦争ではなく「結婚、相続、条約、勅令」といった非軍事的な営みである（Ⅲ章）。また、戦争において多数の死者がでることがなくなったため、戦争は現在では決定力を持たない（Ⅳ章）。さらに、征服計画は実行に随分時間のかかるものだが、現在の君主政では寵臣、大臣、国王、公共善などの複数の観点から統治が行われており、一貫した見地から計画作成ができない（Ⅴ章）。情報の伝達速度が進み、新しい施策は即座に外国で模倣される（Ⅶ章）。総じて、ローマ型の軍事的征服は有効でなくなっている。戦争による領土変更が僅かであるため、国家間の関係は確定するようになっているのである（Ⅵ章）。

当時のヨーロッパが古代ローマとは異質の状態におかれているという主張は、さらに、『ローマ人盛衰原因論』の中にも、随所に見出すことができる。

「ヨーロッパの諸民族は、現在では、ほとんど同じ技術、武器、訓練、戦法を持っているので、ローマ人の素晴らしい運命はわれわれに理解しがたく思われる。その上、今日では、［小国と大国との間の］力の不均衡は極めて大きいため、小国が自力で、神の定めた低迷状態から脱するのは不可能である。」（第三章、括弧内引用者）

「われわれの下では、大事業を企てることは、古代人におけるより困難であるように思われる。大事業を隠しておくことはほとんどできない。というのは、今日では、諸国民の間の交通が発達して、各君主はあらゆる宮廷に使節を派遣し、あらゆる官房に内通者を持つことができる程になっているからである。

郵便制度の創設によって、通信はあらゆる場所を飛びかっている。

大事業は、資金なしにはなされないし、為替手形の発明以後は大商人が資金を左右するようになっているので、彼らの取引は非常にしばしば国家の秘密と結びついている。そして、大商人は国家機密に入り込むために虎視眈々としている。

為替の変動は、原因がよく分からないまま生じているが、多くの人々がそれを探求し、最後には発見するに至る。印刷術の発明は、書物を万人の手のうちに置いた。彫版術の発明は地図をかくも広く普及させた。そして新聞事業が確立されて、全体利益が十分に各人のものとなり、秘密の事柄もずっと容易に明らかにされるようになった。国家内部における陰謀は困難になった。なぜなら、郵便制度の創設以来、個々人のあらゆる秘密は公共の権力の中にあるからである。」（第二一章）

このように、当時のヨーロッパには、かつてローマがなした大事業を阻む社会・経済的要因が存在すると、モンテスキューは考えていたのである。[12]

これらの新たな要因は、習俗の面にも影響を与えている。モンテスキューによれば、古代においては、戦争の技術が未熟であったため、勝敗を決するのは兵士の力であった。したがって、軍事訓練によって肉体を鍛え、機敏さを身につけることが重要視されていた。しかし、「現在では、兵士は無か、僅かの意味を持つだけで、むしろ技術者が重要な位置を占めて」おり、それに対応して、「肉体訓練の正しい観念」は失われ、軽蔑されるに至っている。さらに、好戦的習俗と厳格な規律を帯びていた兵士は見られなくなり、兵士は、古代におけるように卓越した者の中から選抜されるのではなく、もはや国民中の最も卑しい部分に属する者が担うことになり、軍隊は戦いもせずに戦場で四散し、脱走も頻繁に起こっている（第二・四章）。加えて、貪欲さや浪費によって、土地は均分されずに僅かの人間たちの手に集中し、富者および貧者相互の必要のために技芸が導入されるようになった。こうして土地は、新しい所有者層の贅沢の道具である奴隷や職人を養うために用いられるようになった（第三章）。また、ローマ人の好戦的な気質に由来する残忍さとは対照的に、現代のヨーロッパ人は、「より柔和な習俗とより抑制的な宗教」によって、穏和な性質や人間性を有するに至っているのである（第一五章）。

さらにモンテスキューは、「世界王国」論において、アジアでは広大な平原の存在によって専制的な大帝国の存立の余地があると論じつつ、政体の規模との関連で次のような重要な指摘を行う。

「ヨーロッパでは、自然的分割によって、法の支配と国家の維持とが両立しうるような中程度の規模の国家が複数形成されている。むしろ、法の支配がそこでは遥かに好都合なので、法がなければ、以上の国家は衰退へと陥り、全ての外国に対して劣勢になってしまう。」（Ⅷ章）

当代のヨーロッパにおける中規模国家の妥当性についてモンテスキューは、次のようにも論じている。

「ある君主の真の力は、容易に征服できることにあるのではなく、むしろ、攻撃されにくいことにあり、敢えて言えば、その条件が変わらないことにある。しかし、君主政の拡張は、新しい側面を自ら示すだけであり、そこからその国は攻略されうるのである。」（XX章）

「ある国家が強力であるためには、誰かがその国家に対抗して何らかの攻撃をなしても、その攻撃を無駄なものにできるよう、その国家が迅速に対応できる大きさでなければならない。攻撃者は、直ちに至る所に出没しうるので、防御の側も同じく至る所に出現しなければならない。したがって、人間がある地点から他の地点へと移動する際に自然から与えられた速さの度合いに釣り合う規模であるために、国家の規模は、中程度でなければならない。」（XX章）

したがってモンテスキューによれば、当代のヨーロッパでは、地理的特性と、商業・貿易の進展とにともない国力が相互に伯仲することによって、中規模国家が並存する状態が持続している。そして「世界王国」の脅威を克服しつつ、

数世紀に渡ってこうした状態が固定化していることが、[13]「自由の精髄を形成する」ことに寄与し、「外国軍に屈服し従属することを」ますます困難にしているのである（Ⅷ章）。しかも、これらの国々は、まさに商業活動の進展にともない均衡を保ちつつ、相互依存的にならざるを得ない。

「ヨーロッパは、もはや複数の国から成る一つの国でしかない。フランスやイングランドは、それぞれの国の州の一つが他の州を必要とするように、ポーランドやモスクワの豊醇さを必要としている。すなわち、隣接する国の荒廃によって、国力を増大させようと考えている国は、通常その国とともに衰退する。」（XVIII章）

こうしてモンテスキューは、当時のヨーロッパ国際秩序を、複数の中規模国が並存し相互に勢力を均衡させ依存し合う「一つの大共和国」として描いた。これらの国家には「法の支配」の維持される余地があり、その限りで、彼は、古代ローマとは異質ではあるが有意味で「自由」な世界が展開されていると、確信するに至った。この新たな確信は、当時のヨーロッパ国際秩序において、古代ローマには見られなかった商業活動や技芸の進展を彼がより深く理解するに至ったこと、また、構成員の習俗や倫理に着目する〈徳〉論のみならず、政体の統治構造とりわけ政体の規模といった〈機構〉的視座からも同時代を眺めるようになったことによって、もたらされたと言えよう。中規模国家の並存状態が持続する余地は、少なくとも古代においては排除されていたが、商業活動の進展や技芸の普及がもたらした諸条件の変化によって、ヨーロッパには古代ローマとは別の繁栄への道が開かれていたのである。

（1）　初期モンテスキューにおける古典古代に依拠した〈徳〉論的諸傾向については、すでに拙稿「初期モンテスキューにおけ

る古典古代」にて検討を加えたので、ここではその結論のみを記す。

（2） Quentin Skinner, *The Foundations of Modern Political Thought, Volume One: The Renaissance*, Cambridge: Cambridge University Press, 1978, pp.44-45. なお前掲拙稿、七三二頁の注（2）も参照。

（3） 旧体制下の「啓蒙」においてオランダ経由の思想が占めた重要性にかんしては、ポール・アザールなどによって示唆されているものの、従来必ずしも充分な研究がなかったように思われる。その理由の一つとして、一八世紀におけるオランダの凋落が挙げられよう。一七世紀の栄光への執着を背景として、政治制度の極度の分権性や、都市貴族層による統治の独占が、一八世紀を通じて持続したために、国民国家化や、国家権力による社会改革や産業政策といったいわゆる「近代化」は、立ち後れてしまった。またヨーロッパ貿易形態の変容によって、国際的地位も低下していった。

オランダ経由の「共和主義」的伝統のフランスへの流入過程それ自体は、重要なテーマであるが、本稿では取り扱わない。なお、オランダにおける「共和主義」については、以下の論文集を参照。Margaret C. Jacob and Wijnand W. Mijnhardt (eds.), *The Dutch Republic in the Eighteenth Century: Decline, Enlightenment, and Revolution*, Ithaca and London: Cornell University Press, 1992. とくに、フェレマの論文は、「保守的啓蒙」とオランダ「共和主義」との関連について扱っている点で注目される。Wyger R. E. Velema, "Elie Luzac and Two Dutch Revolutions: The Evolution of Orangist Political Thought", pp.125-146.

（4） ちなみに、モンテスキューは一七二一年にデビュー作『ペルシャ人の手紙』を、そして一七三四年に『ローマ人盛衰原因論』をアムステルダムのジャック・デボルト書店から公刊しているし、また彼の妻ジャンヌ・ド・ラルチーグは、カルヴィニストであったと伝えられている。

なお、一七世紀末にオランダから始まった定期刊行物の洪水は、これ以後の旧体制において、馴染みのものとなり、この時期の情報・知・権力の相互連関の大幅な変容を促すことになった。この点については、クライツの以下の指摘が興味深い。

「民主化されたコミュニケーション革命は、確かに定期刊行の印刷物の誕生から生じており、文化的孤立を破壊し、より洗練されたコスモポリタン的な文化を生み出し、地域的、あるいは国家の境界をかすませるのに貢献した。」（Joseph Klaits, *Printed Propaganda under Louis XIV: Absolute Monarchy and Public Opinion*, Princeton, N.J.: Princeton University Press, 1976, p.21.）

（5） 反ルイのプロパガンダの戦略については、二種類のものを指摘することができる。第一は、ルイの一連の対外政策を「世

界王国」の名の下に批判するものである。この種の戦略に基づく著作としては、本文中で紹介したリゾラの作品の他に、グレゴリオ・レティ（Gregorio Leti）の『ルイ一四世の世界王国（*La Monarchia universale del rè Luigi XIV*, 1689）』また、スペイン継承戦争のコンテクストにおいて、イングランドの立場からルイ一四世の対外政策を批判した文書であるチャールズ・ダヴナント（Charles Davenant）の『勢力均衡にかんする小論（*An Essay upon the Balance of Power*, London, 1701）』及び『世界王国にかんする小論（*An Essay upon Universal Monarchy*, London, 1701）』などが挙げられる。ダヴナントの後者の著作によれば、「世界王国」は、全ての権威を一カ所に集中することよって世俗的、宗教的自由の侵害となる。さらに彼は、「世界王国」の支配者とされたかつてスペイン王、カルロス五世が貿易を促進したという見解に異議を唱え、「世界王国」の支配者達は、全ての徳を支配し破壊し、全ての商業を統治の中心へと集中し、戦争、暴政、人口減少によって、貿易までも破壊する、と主張している。ダヴナントによれば、徳であれ商業であれ、地上の限られた財は一カ所に集中すべきではなく、宗教、自由、権力、そして交易の中心地は数多く存在し相互に補い合うのがよい。したがって世界を支配する単一の商業中心地があるよりも、複数の商業国家が存在する方が望ましいとされる。

以上の観点からルイ一四世は、フランスを要塞国家に仕立て上げ、フランスと同時にスペインをも飲み込み、最近の飢饉や疫病にも関わらず、その強大さはまさに単一のブルボン帝国の可能性を増大させているとされる。ダヴナントは、「世界王国」の阻止を次のように訴えている。

「そのような王国があまりに強大なため、これへの抵抗など、他の全てのキリスト教国には到底不可能であろう。こうした悲観的展望に対して、本書が生まれた。そして望まれるべきは、このような権力の成長を阻止すべく、全ての善良なイングランド人が、今日そして将来において、先の支配的考えを覆し、己の強大さを最大限行使することである。そうすれば、この権力を当初の地位に留めうるかもしれない。」(Davenant, *An Essay upon Universal Monarchy*, p.60)

彼の「世界王国」批判は、国家間の通商活動の必要性とその中での自由を前提としたものであった。

これに対し、フランス側では、フランス政府の外務卿コルベール・ド・トルシーの指示で、ジャン・バティスト・デュボス（Jean-Baptiste Dubos）が『現在の戦争において誤解されたイングランドの諸利益について（*Les Interêts de l'Angleterre Malentendus dans la Guerre Présente*, London [?], 1703）』を執筆している。この著作では、「世界王国」化に対抗するという名目で行われている反仏戦争へのイングランドの関与のあり方こそが過剰であって、むしろイングランドの国家利益や商業活動の進展にとって逆効果であるという主張が展開されている。ダヴナントもデュボスも、共に商業に与える悪影響に訴

える形で、自説を展開していることは、興味深いことである。

さらに第二の戦略としては、「世界王国」に対抗してヨーロッパの国際秩序を「勢力均衡」の概念に依拠して安定したものとして論じることである。この点について、サー・バターフィールドは、ブルゴーニュ公の教育にかんするフェヌロンの著作を援用しつつ、この時代の勢力均衡理論を次のように整理している。第一に、一旦ある強国に優越した地位に登り詰めるのを許すと、その強国がこれまで穏和に運営されていたとしても、今後はその強国の良き運営を当てにすることはできない。なぜなら、一旦無事に権力行使をすれば、その野心のために権力行使を通常のチャンネルに限定しなくなるからである。したがって、単一の支配が穏和なままにとどまることは期待できない。第二に、ある時期に侵略者の阻止に貢献した国であっても、まさに事態の進展の中で、征服者となるであろう。その国は古い侵略者に対する安全保障をますます要求するが、突然世界支配自体へと向かうことになる。最後に、勢力均衡は上位の法と見なすべきである。王位継承などの国内法は、あまりに多くの国民が安全のために有する権利のために、譲歩すべきである（Herbert Butterfield, "The Balance of Power", in Herbert Butterfield and Martin Wight (eds.), *Diplomatic Investigations: Essays in the Theory of International Politics*, London: George Allen & Unwin, 1966, p.140.）。なお、ここで援用されているフェヌロンの議論はバターフィールドによると、以下の文書である。"*Sur la nécessité de former des alliances, tant offensives que défensives, contre une puissance étrangère qui aspire manifestement à la monarchie universelle*" (Supplement à *L'Examen de Conscience sur les Devoirs de la Royauté*).

以上の勢力均衡論は、しばしばヴェネチアの外交政策と結びつけられて語られ、この均衡を破った張本人としてフランスが批判されることになる。たとえば、当時の神聖ローマ皇帝側のパンフレッターは、ルイの「世界王国」からヨーロッパを救うためには戦争が不可欠であると主張している。しかし、フランス側のパンフレットにおいても、この均衡論に立脚して皇帝側を批判するものが見られた。それらによれば、最もカトリック的な国王であるルイこそが均衡の維持に働いているのであるとか、ルイとフェリペはフランスとスペインが決して結合せず、そこでの商業も分断されたままに留まると約束したのであるから、「世界王国」の脅威とは「ウィーンの宮廷が自分達の利益へと人心を縛り付けることを目的として、利用している空想の産物である」とかいった主張が見られるのである（Klaits, *op. cit.*, pp.98-102.）。なおここでは［Louis Rousseau de Chamoy］, *Réponse de Mr. de . . . Envoyé de Mr. le Duc . . . à Mr. de . . . aussi Envoyé du mesme Prince à . . . contenant diverses reflexions sur les mandements de l'Empereur contre Mr. L'Electeur de Cologne*, Francfort: chez Pierre Olhens-

lagher, 1702 がフランス側のパンフレットとして参照されている。このパンフレットにおいて、オーストリア・ハプスブルグ家が、フランスの「世界王国」打倒の名目でドイツ諸侯を利用し、自らの覇権を拡大することによって、ドイツ国内の均衡が崩れる危険性が指摘されている、とクライツはする。したがって、この勢力均衡という観念は、単純に連合国側の専売特許と言うわけでもない。とはいえ、スペイン継承戦争が本格的になると、ルイの側近達がこの観念を自国の拡大政策を弁明するのに積極的に用いることができず、むしろこの観念の妥当性自体に疑問を投げかける議論を展開するようになった（Klaits, *op. cit.*, p.189.）。なお、「世界王国」論のコンテクストにかんするシャクルトンの簡明な解説も参照されたい（R. Shackleton, *Montesquieu: A Critical Biography*, Oxford: Oxford University Press, 1961, pp.146-150.）。

（6）福鎌『モンテスキュー』第二巻、二七二-二七六頁。

（7）「世界王国」が当時のヨーロッパにおいて「困難になった」という表現は、当初「習俗上（moralement）不可能になった」であった（*OC. Nagel*, III, p.363. プレイアド版は、後者の表現を本文として採用している。*OC. Pléiade*, II, p.39.）。なお、「道徳的（morales）」と、「習俗（mœurs）」とは、語源的にはともにラテン語の〈mos〉に由来する。また、本稿第二章の注（6）も参照。

（8）なお、古典古代と同時代との差異については、『ペルシャ人の手紙』の中でも萌芽的に認められ、さらに、一七三二年の『古代ローマ人の不摂生と比較されたローマ住民の節制にかんする考察（*Réflexions sur la sobriété des habitants de Rome comparée l'intempérence des anciens Romains*）』において、両者の差異の「原因」を探求する方向へと発展した（*OC. Nagel*, III, p.357-360; *OC. Pléiade*, I, pp.910-912.）。

（9）「政体の変更」を、マイヤーは、穏和な君主政から王を追放することによって、共和政に移行することと解釈する。マイヤーによれば、共和政への移行こそが、ローマにおける「戦争の継続」という意味での「原理」を促進するのに寄与した（Richard Myers, Montesquieu on the Cause of Roman Greatness, in *History of political thought*, Vol.XVI, No.1, spring 1995, pp.37-47）。しかしながら、モンテスキューのローマ史理解においては、ローマ人が王を追放し、好戦的習俗を維持しながら政治権力に参与するようになった段階で、彼らが、「城壁の中に閉じ込められる」という「束縛を振り切」って対外戦争へと向かわざるを得なかった（第一章）点も、無視しえない。

（10）後にモンテスキューは『法の精神』第二一編第一四章で、「ローマ人の商業に対する執着が指摘されたことは決してない」とし、彼らの国制や万民法は、商業に反していたと語っている。

(11) モンテスキューのこの態度は、一連の戦争―それがルイによる対外戦争であれ、勢力均衡に基づくイングランドの対仏戦であれ―に反対する論拠として、それが商業に与える影響に関心を寄せていたダヴナントやデュボスの態度を、さらに展開したものとして位置づけることができる。

(12) さらに同書第四章においてモンテスキューは、商業活動を前提とした国家の強大化が、ローマのような圧倒的支配力を生み出し得ないという主張を、次のようにも説明している。

「商業によって確立された強国は、凡庸な状態では長く存続しうるが、その偉大さが持続することはほとんどない。このような国家は、少しづつ上昇してゆくが、誰もそれには気づかない。というのは、人目を引きその実力を顕示するようなどんな特別の行動がとられることもないからである。しかし、事態が人の注意を引かないではいないところまで進行すると、この国民がいわば思いもかけずに得たにすぎない利益を分捕ろうとして、誰もが集まってくる。」

なお、モンテスキューのボルドー・アカデミーでの同僚であり知的交流もあったフランソワ・ムロンは、『ローマ人盛衰原因論』と同じ年に、『商業にかんする政治的小論』を公刊し、そこで、商業活動の進展が平和をもたらし、「征服の精神」と「商業の精神」とが両立しなくなっていると論じている（Jean François Melon, *Essai Politique sur le Commerce*, (chapitre 7. Du Gouvernement militaire), 1734)。なお本稿で利用できたのは、一八四三年版のリプリントである（*Collection des Principaux Économistes, tome 1: Économistes-financiers du XVIIIe siècle*, Osnabrück: Otto Zeller, 1966.)。

(13) 『ローマ人盛衰原因論』第三章では、当代ヨーロッパにおける経験の蓄積によって、古代の共和国とは別の経験則が導き出されうることが、軍隊規模の例を引きながら次のように示唆されている。

「絶えざる経験から、ヨーロッパでは、百万の臣民をもつ君主が一万以上の軍隊を持とうとすれば、必ず自滅するということが分かっている。したがって軍隊を持るのは大国民だけである。

古代の共和国においては、事情は同じでない。全人口に対する兵士の割合は、今日では百人に一人であるが、かつては容易に八人に一人にすることもできた。」

第二章　ローマにおける「自由な国家」

前章で示したように、中期のモンテスキューは、古代ローマと現代のヨーロッパとが質的に異なった面を持つという確信に到達していた。ただし、この時期の彼が、古代と現代との断絶のみを強調していたのであれば、ローマ史を主たる検討対象とした『ローマ人盛衰原因論』の執筆の必要性を、感じることもなかったであろう。確かに、過去と現代との異質性を際立たせれば際立たせるほど、過去の理解が単なる好古趣味の域にとどまらず現代に有為な教訓を引き出すことに繋がる、と主張することは困難になろう。[1] しかし、彼は、両者の違いを認識しつつも、それを絶対的なものとは見ず、古代から何らかの教訓を導き出そうとする人文主義的傾向を依然として放棄しなかった。

モンテスキューは『ローマ人盛衰原因論』の第三章で、ローマ人の偉大な運命が、同時代人のそれとは大きくかけ離れているように見える点を指摘した上で、次のように論じている。

「これは、われわれに熟考を求める事柄である。そうしなければ、われわれは、事態を理解することなく、眺めるだけになるであろう。そして状況の違いを十分に感じとらないまま古代史を読んで、われわれと異なる人間を見た、と考えることになるであろう。」

ここでモンテスキューは、「熟考」するにあたって、古代と現代とがある面で異質であるとしても、それは「状況の違い」に由来するにすぎないとし、人間そのものは同質であると想定している。さらに彼は、どんな時代であれ人間の「情念」は同一の諸要素から構成されているが、それらの諸要素が常に同じように発現するとは限らず、各要素は一定の外的条件を「原因（cause）」[2] として持つことによってはじめて発現する、と考えていたようである。次の一

節には、彼のその様な思考枠組を伺うことができる。

「現代の歴史も、われわれにかつてローマで生じたことの実例を示してくれている。そして、これがかなり注目すべきものなのである。なぜなら、人間はどんな時代においても同じ情念を持っているので、大きな変化をもたらすきっかけは多様であるが、原因は常に同じであるからである。」（第一章）

つまり、現代人がある段階の古代ローマ人と同じような条件におかれれば、その条件が各人の「情念」に対して「原因」として作用し、現代人はローマ人と同じような反応をするようになり、その結果ローマと同じ変化が遅かれ早かれ当代において生じるとされるのである。[3] したがって、モンテスキューにとって、古代ローマと同時代のヨーロッパとの質的差異は、軍事的有徳さの発揮や国家の拡大の可能性を検討する際には重要であるが、歴史的対話を不可能にするほど決定的なものでもなかった。事実、『ローマ人盛衰原因論』の中には、古典古代の事柄を語りながら、当時における類似の現象を示している箇所が少なくない。[4] 彼は、長いローマの歴史の中に当代の条件と類似したものを見出し、そこから同時代に有意味な教訓を得ようともしていたのである。[5]

ではモンテスキューは、『ローマ人盛衰原因論』で歴史的対話を行うにあたって、古代ローマと同時代のヨーロッパとの間にいかなる同質性を措定したのであろうか。次の二節には、ローマが「偉大化」から「衰退」へと転じた歴史的過程を検討することを通じて、同時代のヨーロッパにおける繁栄と没落の「諸原因」を読みとろうとする彼の問題意識を認めることができる。

「一言でいえば、ここにローマ人の歴史がある。ローマ人はあらゆる民族を自らの諸原則（maximes）に従って打ち破った。しかし、彼らがそれらの諸民族のところに辿り着いた時、彼らの共和国は存続しえなくなった。政体を変えねばならなかったのである。そして、この新しい政体において採用された諸原則は、当初の諸原則とは対立するものであり、ローマ人の偉大さを失墜させることになった。

世界を支配するのは運命ではない。そのことをローマ人に確かめてみるならば、彼らはある構想（un certain plan）に基づいて導かれていた時には、一連の相次ぐ繁栄を経験し、他の構想に基づいて行動した時には、絶えることのない挫折の連続に陥ったことが分かる。あらゆる君主国には、それを興隆させ、維持し、あるいは没落させる、道徳的もしくは物理的な一般的諸原因（causes générales）が存する。あらゆる偶然の出来事は、この諸原因に従属している。」（第一八章）

では、ローマにおける繁栄あるいは没落の「諸原則」・「構想」[6]・「一般的諸原因」[7]とは何であって、これらがヨーロッパの繁栄・没落とどのように相関しているのであろうか。このことを解明するために本章では、まずローマにおける繁栄と没落とを、モンテスキューがどのように捉えていたのかを確認することにしよう。

第一節　「自由な国家」の「構想」

いわゆる『ローマ人盛衰原因論（*Considérations sur les Causes de la Grandeur des Romains et de leur Décadence*）』が、ローマ人の「偉大さ（*Grandeur*）」と「衰退（*Décadence*）」の諸原因を探った書であることは、そのタイトルからして明らかである。[8]本書では、第一章から第八章にかけてローマ共和政期の「偉大さ」の「諸原因」が検討され、第九章から第一九章にかけて、スラ、ポンペイウス、カエサルらの登場を機に帝政へと向かったローマの

「衰退」の諸原因が探られる（なお、第二〇章から第二三章においては、東ローマ帝国の崩壊過程についての補足的議論が展開される）。以上の本書の構成からも明らかなように、モンテスキューはローマ史の論述にあたって、共和政期をある種の理想的繁栄状態とし、カエサル、アウグストゥス以降の帝政期をその「衰退」過程とみなす、一定の価値判断を先行させている。この限りでモンテスキューもマキアヴェッリも、イタリア・ルネサンス期の人文主義者と変わるところがない。[9] そして、ローマ共和政期の理想的繁栄状態を特徴づける言葉としてモンテスキューがしばしば用いるのが、「偉大さ」であり「自由（liberté）」であった。

モンテスキューによれば、ローマ人の「偉大さ」は、彼らの「自由」によって支えられた。[10] ここで彼のいう「自由」とは、ローマ市民が、対外的局面であれ国内的局面であれ、己の属する共同体以外のいかなる権威にも従属せず独立して統治を行うこと、つまり「自治」と同義の面を持っていた。[11] 既に前章において概観したように、共和政期のローマ人が初期の悪条件を克服すべく、好戦的徳を持ち常に近隣の諸民族に戦闘を挑み彼らを打ち負かすことによって、その「偉大さ」を築き上げてきたのは、祖国の対外的独立としての「自由」を維持するためでもあった。

他方、ローマ市内部における「自由」にかんする見解が、この段階のモンテスキューの「自由」観に新しい側面を与えていると言える。彼にとって国内における「自由」の帰結であり、また「自由」そのものでもあったのが、都市内部における「分裂（divisions）」であった。モンテスキューによれば、ローマ共和政期には構成員が何者にも従属しない結果として、貴族と平民との間に「分裂」が絶えず存在し、この「分裂」が「自由な、すなわち常に活潑な」統治をもたらしていた（第八章）。彼は、マキアヴェッリと同じく、「分裂」によってローマが滅びたとする通説に反して、両者の対立を共和国が「自由」であり続けるのに不可欠な条件とした。

「ローマには分裂がなければならなかった。国外においてあの勇猛、大胆で恐るべき戦士たちが、国内で十分に穏和であることはできなかった。自由な国家において、戦時には奔放、平時には控えめな人間を求めるのは、不可能なことを望むことである。そして、一般に共和国という名称を与えられている国家において、社会全体が静穏になっているのが認められるような場合はいつでも、自由がないと見て間違いない。」（第九章）

もちろん、モンテスキューがあらゆる種類の「分裂」を肯定的に評価したわけではない。彼のいう「分裂」とは「共和国」という「自由な国家」におけるそれである。そこでは、全構成員が「公共善」への関心を保持しており、祖国存亡の危機に直面すれば、「一致団結する」ことが求められる（第四章）。モンテスキューによれば、共和政期のローマ人は、「同じ精神、自由への同じ愛、暴政への同じ憎しみ」「祖国に対する同じ愛」を持ち、「同じ執政官、同じ城壁、同じ神々、同じ神殿、同じ墳墓」を持っていた。要するに、彼らは「ローマ的感情」を共有していたのである（第九章）。さらに、「対立」が先鋭化して、一方が他方を圧殺するような形で「分裂」が解消される事態を、彼は「専制、すなわち制限的でない政体全てにおける一致」にすぎない（第九章）として、共和国における「分裂」とは厳しく峻別してさえいる。このようにモンテスキューの言う「自由な国家」では、「分裂」が常に存続することで多元性が担保され国家の活力が維持されると同時に、ある「統一した全体」もなければならない。彼はこの状態を、〈不協和の調和〉[12]とでも定式化できるものとして、次のように論じている。

「政治体において結合と呼ばれるものも、非常に曖昧である。真の結合は、調和に基づくものであって、あらゆる部分が、われわれにはどのように対立して見えようとも、社会の全体的福祉のため協力している。それはちょうど、音楽において不協和音が全体の調和に加わっているようなものである。混乱しか認められないと思われる国家に、結合が存在しているということも有り

うる。すなわち、それのみが真の平和である幸福をもたらす調和の存在である。それはまた、宇宙の諸部分が、あるものの作用と、他のものの反作用によって、永久に結びつけられているようなものである。」（第九章）

このようにモンテスキューは、国内における「自由」を構造的あるいは〈機構〉論的にも捉えていたのである。

では、この「自由な国家」における〈不協和の調和〉は、どのようにして維持されるのであろうか。モンテスキューは、「自由な国家」の繁栄の基礎となる「ある構想」を維持し、絶えずそこへ回帰することを、この問いの答えとする。彼によれば、「自由な国家」を維持するにあたって共和国が「志向すべき唯一の善」とは、「その状態の永続性」にあるため、共和国は「幸運であれ不運であれ、偶然に身を晒すような危険」を冒すべきではない（第九章）。つまり、

「統治が長い間に確立された形式を保ち、事態が確かな状況のうちに置かれている時には、事態をそのままに維持しておくのがほとんどいつも賢明なやり方である。というのは、そのような状態を存続させてきた諸理由は、しばしば複雑でよく分からないが、それをさらに存続させるように働くからである。しかし、全体制を変えようとする時には、理論の中で提示される弊害しか矯正できず、実際面で初めて明らかになるその他の弊害は、そのまま残されることになる。」（第一七章）

したがって、〈不協和の調和〉を維持し「自由な国家」を保つためには、共和政期に既に確立した「形式」を変容させようとする新しい契機を、できうる限り未然に摘み取り、「形式」から逸脱した場合にはそれに回帰することが求められるのである。

このような「自由な国家」の「構想」としての「形式」の維持を脅かすものとして、当時警戒された事態の一つは、

ローマ国内の平民が圧倒的に優位になることであった。モンテスキューによれば、ローマの最初期において、平民は、自らのおかれた隷属状態を不当だと感じ「極端な決心」をして貴族ともに暴君を放逐したが（第一章）、その後、「自由に対する過度の願望」を抱き、元老院を嫌悪して、貴族の特権の全てを少しづつ取り上げ、全政治権力を獲得しようとするに至った（第八章）。確かに、「自由な国家」が安定している段階では、貴族や元老院に対する平民の「嫉妬の念」は、「尊敬の念」と混じりあっていたし（第九章）、自らの中から政務官を選ぶ権利を獲得した場合ですら、貴族を選出するという態度を維持していた（第八章）[13]。しかし、彼らはあらゆる事柄を貴族や元老院の手を介することなく自分たちだけで処理しようともしたため、その言動には「自由な国家」における貴族と平民の間の「分裂」を解消させる危険性が、常に潜在していたのである。

しかも、モンテスキューによれば、平民は「極端な興奮」と「極端な無力感」との間を終始行き来し、極めて軽率あった（第八・一一章）。彼らが野心家によって買収され、有力者の庇護の下に従属するならば、「分裂」・「対立」は、「党派」争いへと転じる危険性もある。それだけでなく、彼らが扇動されることで、「あらゆる重大な事柄が、一人あるいはほんの僅かな人間の手に委ねられ」、権力濫用を招くおそれもあった（第九・一一章）。以上のモンテスキューにおける平民をめぐる論述には、初期著作におけるのと同様、平民とりわけ下層民の思慮のない言動を警戒する意識が潜んでいたのである。[14]

したがって、モンテスキューによれば、共和国の「構想」を維持すべく、国内の「分裂」を保持し、党派の台頭や権力濫用を未然に防ぐためには、量として圧倒的な下層民が政治権力を発揮し得ないような何らかの制度的装置が必要であった。この点でモンテスキューが第一に注目したのが、元老院であった。彼によれば、古代ローマの城壁内で繰り広げられた貴族と平民との「絶えざる闘争」において「自由な国家」の維持の役割を果たしてきたのは、常に貴

族の側を中心とした元老院である。彼のこの見解は、都市内部の「分裂」を「自由」と「偉大さ」の条件とした点では同じ立場であったマキアヴェッリが、「人民」の側を高く評価したこととは対照的である。[15]

「人民は自分たちのために、その固有の力、すなわち投票における数の優位、参戦拒否、都市から退去する旨の脅し、自らの側に偏った法、最後に、自分たちにあまりに激しく抵抗する者に対する判断などを駆使した。元老院が自らを守ったのは、英知と正義と、祖国愛の鼓舞とによって、恩恵と、共和国の財産の賢明な運営とによって、名門家系の栄光や偉大な人物の徳に対し人民が抱いている尊敬によって、宗教それ自体、古来の制度、そして鳥卜が不吉であったという口実による集会の開催制限によって、庇護民によって、護民官同士を対立させることによって、独裁官職の創設によって、新しい戦争への関心の集中、あるいはあらゆる諸利害を結合させる災禍の到来によって、最後に、人民にその要求の一部を認め、他の要求を捨てさせるという父親のような配慮によって、また、どんな身分や官職の特権より共和国の維持を優先させるという不変の格率によってであった。」（第八章）

ここでは元老院の地位が、人民の暴走と党派の台頭による僭主の登場を阻止し、「分裂」を保持する装置として描かれている。モンテスキューによれば、元老院は、平民の側からの不平・要求に絶えず煩わされていたため、人民の不安を紛らわせ、彼らの関心を外の敵へと向けるよう努めていた（第一章）。また、ローマが戦勝にともなう繁栄に酔って誰もが怠惰になりそうな中で、「常に同じ厳粛さを持って行動し」（第六章）、古来の原則に忠実たらんとし、平民が護民官の誰かを僭主にしないかと常に目を光らせていた（第八章）。さらに、統治関係者の友人や親族だけが特別の恩恵と庇護を受け、個別利益を擁護する党派が台頭する事態も、引用文中にもあるように「共和国の財産の賢明な運営」によって阻止された。[16] 加えて、元老院は、軍隊がローマの都市にはいる際には武装解除する旨の規定を定

め、[17]市民が軍隊に脅かされることなく「自由」を維持するよう配慮し（第一一章）、また、将軍たちが軍務にあたってその本来的義務を忠実に遂行しているかどうかを、常に監視したのである（第九章）。

人民の権力の独走を抑制するのに、元老院に匹敵する功績のあったのが、モンテスキューによれば「戸口総監」であった。

「戸口総監は、五年ごとに国家の現状を監査し、人民を様々な部族に配置換えして、護民官や野心家が投票を自由に操ったり、人民自身がその権力を濫用できないようにした。」（第八章）

これらの措置は、モンテスキューによれば、伝承時代の王、セルウィス・トゥリウスが、平民の権力を抑制すべく行った方策に倣ったものであった。この王は、選挙区の分割・操作を行い、最下層民が法的には投票権がありながら、実質的には公的事柄に自らの影響力を行使できないようにしたのである。モンテスキューは、この王による一連の措置を「国家の安寧」に適うものとし、戸口総監による措置がこうしたローマの古き「構想」に回帰するものであったことを示唆している（第八章）。さらに、「共和国の力は、規律、道徳の厳格さ、そしてある種の慣習の不断の実行に存している」と考えられていたため、戸口総監は、「自由な国家」を維持するのにこれまで有益だった習俗を保全し、その堕落を阻止するよう努めた。[18]

「ローマでは、危険な新しい事態を持ち込み、市民の心や精神を変え、また敢えてこの言葉を使うならば、市民の永続性を阻害するあらゆるもの、すなわち、公私いずれの放埒も、戸口総監によって矯正された。」（第八章）

ただし、戸口総監が、平民を押さえ込むばかりでなく、場合によっては元老院議員を追放することさえあった（第八章）ことからも示唆されるように、共和国の「構想」を乱し「自由な国家」を破壊するのは、人民による権力の濫用だけではなかった。したがって、平民であれ貴族であれ、特定の個人や団体が、全権力を掌握し共和国の「構想」から逸脱する事態を回避すべく、権力を分割[19]・制限し、相互に抑制・均衡させることも必要であった。モンテスキューの観察によれば、共和政期には、あらゆる権力の濫用が阻止され、「構想」からの逸脱がチェックされるよう元老院、護民官、戸口総監などの役職間で権力・権限が配分され、それらの相互抑制と均衡が果たされていた。[20]

「ローマの統治は、その誕生以来、人民の精神、元老院の力、あるいは、何人かの政務官の権威によって、その国制が権力のあらゆる濫用を常に是正できるような働きを保っていた点において、素晴らしいものであった。」（第八章）

「ローマの法は、公共の権力を非常に多くの政務官の間に巧みに分割していた。彼ら政務官は互いに支持し、抑制し、緩和し合った。そして、政務官には制限的権力しか与えられていなかったので、どの市民がどの官職に就いてもうまくいった。」（第一一章）

こうしたローマ共和政期の〈機構〉に着目する彼の視座は、ローマの国制を君主政、貴族政、民主政の混合体とする見解を引き継ぐものであり、[21]後の『法の精神』における「君主政」論に受け継がれることになったのである。

第二節　「自由な国家」の消滅と「衰退」

モンテスキューによれば、前節において概観したローマ共和国の「自由」を支える制度的工夫は予期せぬ制度外的要因によって破綻し、以後ローマは長い「衰退」の道を歩むことになった。「ローマ消滅の二つの原因」と題された第九章において彼は、ローマ共和政期の「自由」の消滅原因として、第一に、ローマ人の直轄支配地がイタリア以外の地域に拡大したこと、第二に、その拡大があまりに急速であったことを挙げている。[22]

確かに、前章で確認したように、共和政期のローマ人は絶えず対外戦争を繰り広げていた。しかし、モンテスキューによれば、その戦いは、「敵の陣営やその領土で略奪するため」におこなわれ、共和政末期を除いて「略奪が済むと、勝った側も敗れた側もそれぞれの都市に後退した」ため、直轄領の拡大には必ずしもつながらなかった（第一章）。また、共和政末期に近づいて、征服によって「アフリカ、アジア、ギリシアの支配者」となってからも、ローマ人は「緩慢な手法」を採用し、それらの地を直轄領とせず既存の君主たちを温存し、彼らに富を差し出させるだけに留めたのである（第六章）。

しかし、軍隊がアルプスを越え海を渡って征服地に駐屯するようになると、それを「原因」として引き起こされたあらゆる事態が、共和国の「構想」を脅かすこととなった。まず、ローマの版図拡大は、ローマ都市内部の貴族と平民との「対立」の質的変容をもたらした。

「ローマの平民が自分自身の権力を専ら委ねていた護民官たちだけによって歪められていた時期に、元老院が容易に己を守ることができたのは、平民が絶えず動揺していたためであった。…［中略］…しかし、平民がその好意を外の恐るべき権威に向けるようになると、元老院のあらゆる英知は無駄になり、共和国は消滅した。」（第九章）

つまり、ローマの平民がイタリア外の属州に駐留する軍隊と結びつくことによって、都市内部における平民の暴走を元老院が抑制する「分裂」の均衡メカニズムが崩壊し、元老院の機能は無効化したのである。このような傾向を助長したのが、スラによって導入された「追放」の制度化であった。

「スラは追放を制度化し、彼の党派に属さない者達全ての首に賞金を賭けた。この時から、共和国にこれ以上執着するのは不可能になった。二人の人間がともに野心的で勝利を目指している場合、両者の間で、中立的な立場に立ち、自由の党派を志す人々は、二人のうち勝利を得た者によって追放されるのは確実だったからである。したがって、二人のうちのいずれかにくっついているのが賢明というものであった」（第一一章）

もはや「分裂」は、「法律の回復や権力濫用の廃絶をもたらすもの」ではなくなり、平民の支持を得ようとする複数の党派同士の争いに転じ、ある特定の有力者が平民を扇動し、スパイを使って国内を撹乱し、執政官、法務官、護民官を買収することで、「支配者の変更」を謀るといった「致命的な作用」しか果たさなくなった[23]（第一一・二〇章）。

「この頃になって、共和国の体制に変化が生じた。最有力者たちは、平民の支持を得て、自分で特別の権能を担うようになった。このために、人民の権威も、政務官の権威も無に帰し、あらゆる重大な事柄が、一人、あるいはほんの僅かな人間の手に委ねられるに至った。」（第一一章）

このようにして役職間の権力・権限の分割・配分による〈不協和の調和〉は崩壊し、それらは「混乱、不和、悪政」と呼ばれ（第一三章）、代わって一人の皇帝が全権限を掌握するようになった。それに伴い、「自由な国家」を維持す

るのに枢要な役割を果たしてきた元老院の地位も低下した。カエサルの登場を一つの契機として元老院議員が暴君に対して卑屈な態度をとるようになると、もはや「追従、恥辱、犯罪」だけが、立身出世に不可欠の技術となるに至った（第一四章）。確かに、アウグストゥスの統治の初期には、「自由の精神」が、祖国を脅かす国内の敵を共謀して殺害するという行為の中に残されていた（第一一章）。しかし、ティベリウスの頃になると、元老院ですら「隷従の精神」によって支配されるようになった（第一四章）。ローマの「自由」の喪失に伴う「衰退」の過程は、元老院の威信の喪失過程でもあったのである。

しかも、版図拡大は、共和国の習俗の堕落も促した。既に見たように、属州に駐留する将軍たちは、「市民精神」を失って「都市ローマを遥か遠くから眺める」ようになり、時としてローマに敵対するようになった（第九章）。また、市民権の拡大によって外部の習俗が流入し、都市内部の「分裂」の前提にあった公共精神すらも骨抜きにされ、「野心家」が跳梁跋扈して「集会は全く陰謀の場となった」（第九章）。また、国家の偉大化によって個々人の財産や奢侈も増大し、「良き市民」である条件である「清貧さ」も失われることになった（第一〇章）。さらに、アジア遠征において略奪に慣れ親しむことによって、ローマ軍の規律は破壊された。そして、カエサルは、元老院の定めた規定を無視して、ローマに帰還するにあたって属州から連れてきた軍隊を武装解除せずにルビコン川を渡らせ、ローマにおける「自由の聖域」を侵害し、都市内部を「内戦の恐怖」へと陥れ、同胞市民の土地や財産を手中に収めようとさえした（第一一章）。「害悪をもたらし、民衆の騒動を内戦に変えたのは、専ら共和国の偉大さそれ自体であった」のである（第九章）。

他方、「ローマが自由を失ったのは、あまりに早くその事業を達成したから」でもあった。版図拡大があまりに急激であったために、ローマが世界の「支配者の地位を獲得した後に、その権力を維持させる」法制度を整備する時間

的余裕はなかった。その結果として、「小共和国を大きくするのに役立った良い法律」では、もはや、「自由な国家」を維持しえなくなったのである（第九章）。確かに、「制度の力」によって「英雄的価値、戦争への全対応力を、富、軟弱、享楽のただ中で、なお保たせる」こともできた（第一〇章）と、モンテスキューは指摘する。しかし、共和政期の「構想」は、カエサルのように共和国の「自由」を脅かす存在を「開かれた力によって、あるいは法律によって」追及することを想定していなかったし、ローマの拡大に寄与した「名誉と権力とを同じ人間のうちに結合する」仕組みは、版図拡大後も存続し、これが暴政の台頭を促進してしまった。また、初期ローマの好戦的な凶暴さは、共和政末期の党派争いや「内戦」を先鋭化させるだけだったのである（第一一章）。

「自由」を喪失させる「原因」が生じることによって、ローマは「自由な国家」ではなくなり、その残滓が次第に失われていく「衰退」過程へと入ることとなった。そして、一旦この過程に突入してしまうと、ここから人為の力で古来の「構想」に回帰することは極めて困難である、とモンテスキューは確信していた。「衰退」の過程で生じた新しい制度や様々な出来事が、今度は「衰退」をさらに推し進める「道徳的原因」として作用するからである。彼は第一八章において、拡大した後のローマが弱体化していく過程を論じながら次のように語っている。

「政治家の犯す過ちは、必ずしも自分の意志によるものではなく、しばしば、彼の置かれた状況の必然的帰結であり、不都合が不都合を生み出すことになる。」

ここには、ローマの堕落過程を、共和政期に各構成員がもっていた習俗や公共精神の喪失過程として断罪するという〈徳〉論的視座のみならず、そのような〈徳〉が存続しうる条件の喪失を「原因」として引き起こされる様々な出来

事を、構造的に読み取ろうとする〈機構〉論的視座を認めることができよう。

「共和国は、必然的に滅亡すべき時期に来ていたから、いかに、誰によって、打ち倒されることになるのかなど、問題ではなかった。」

「結局のところ、共和国は圧殺された。これについて常に、個々の何人かの者の野心を非難すべきではない。非難されるべきは、人間である。人間というのは、それまで以上の権力を持つにつれて、いっそう渇望し、多くを有しているが故に、一切を欲するものだからである。

カエサルやポンペイウスがカトーのような考え方をしていたとしても、他の者がカエサルやポンペイウスのような考え方をしたことであろう。滅亡を運命づけられていた共和国は、他の人間の手で破滅へと導かれたであろう。」（第一一章）

モンテスキューにとって、国家規模の急速な拡大という「偶然」によって「その状態の永続性」を失ったローマ共和政は、もはや「自由な国家」ではなくなり「衰退」への道を歩まざるを得なかった。国内の「分裂」は共和政における「自由」の前提条件であったが、その消滅によって、無思慮な平民が暴走しそれに乗じた扇動家が権力を集中することによって、権力を濫用する暴政へと移行せざるをえなかった。以上のことから、モンテスキューは「自由な国家」の「構想」を維持する重要性を改めて痛感したであろう。彼は、古代ローマ史の分析から、ある国家が繁栄の状態にある場合には、その繁栄を支えた既存の「構想」を維持することが政治的に重要であるという教訓を得[24]、「自由な国家」の「構想」を維持するのに必要な制度の例を古代ローマ共和国に見たのである。

さて、前章での検討から、モンテスキューは同時代のヨーロッパ国際秩序に有意味で「自由」を保証する「構想」

が存在すると確信していた、と推測することができよう。そして、ヨーロッパには、ローマのような直轄領拡大による「自由」の喪失の可能性はない、というのが、そこでのモンテスキューの診断でもあった。そこで、彼にとって、ヨーロッパにおける諸国家を考察するに際に政治的に重要なのは、ローマに匹敵する権力の相互抑制機構の存立可能性を見出すことであった。こうして、モンテスキューは、同時代のヨーロッパにおける国内の権力機構へと関心を向けていくこととなった。諸権力を相互に均衡させ制限的に運用した例は、古代ローマに限られない。『ローマ人盛衰原因論』を執筆する以前の段階でヨーロッパ各地を旅行したモンテスキューが、〈機構〉論的観点から注目した同時代の国が、イングランドであった。彼は第八章において、権力の濫用を阻止し得ずに弱体化したいくつかの国の事例を挙げた後で、次のように論じている。

「イングランドの統治はもっと賢明である。というのは、そこには、政府を不断に監視し、自ら自身をも監視している団体があるからである。こうして、彼らの誤謬は決して長く続くことはないし、また、それらの誤謬は、国民に絶えず注意を怠らない精神を持たせることによって、しばしば有益なものとなっている。

一言で言えば、自由な、すなわち、常に活潑な政府は、それ固有の法律を通じて、自ら矯正してゆく能力を持っているのでなければ、維持されない。」

実は、『ローマ人盛衰原因論』の数年後に執筆されたと推定される『法の精神』第一一編第六章においても、この種の権力の分割や分立による均衡の維持の重要性が、繰り返されている。この章こそ、後にあまりに有名となる「イングランド国制について」である。イングランドの国制における権力の配分や相互抑制の精妙さは、少なくともこの時期の彼にとっては―イングランド旅行の記憶が依然として鮮明であったことも手伝い[25]―、古代ローマのそれに劣らな

いものであった。そこで、次章では、イングランド国制論における権力構造にかんする彼の分析を検討することによって、同時代のヨーロッパに対して彼が抱いた「自由な国家」の「構想」を探究することにしよう。

(1) このジレンマを、各思想家は、過去と現代とを架橋すべく、あるレベルにおいて概念化・一般化を行うことで、克服するであろう。しかし、そのような架橋のあり方そのものも、純歴史的理解の観点から常に現代的意識を反映した恣意的解釈であるとの批判を浴びざるをえないであろう。同様のパターンを、一六世紀フランスにおけるローマ法研究の文脈で検討したものとして、次のものを参照されたい。J.G.A. Pocock, *The Ancient Constitution and the Feudal Law: A Study of English Historical Thought in the Seventeenth Century*, Cambridge: Cambridge University Press, 1957, pp.8-18.

(2) モンテスキューのいう「原因（cause）」とは、ある出来事を引き起こす直接的引き金ではなく、むしろ、その出来事の勃発を促進する構造的要因の形成を指しており、一般的意味での因果関係でいうところの原因よりも広い概念である。したがって、ある「原因」が生じた際、その「原因」の結果がどの段階で発生するのかは、彼にとってさほど重要な論点ではない。

(3) 川出氏の指摘によれば、モンテスキューは、利己的な「権力欲」を「社会生活をおくる人間が必然的に覚える情念」とし、「自己愛」とともに共和政の市民の情念の根底にすら認めていた（川出、『貴族の徳、商業の精神』一七八-一八六頁）。確かに、モンテスキューは、第一二章において、カトーの自殺の背景に「自己愛、我々の保存への愛」が存在したことを指摘する。しかし、そこでの「我々の保存」とは、利己的情念というよりは、各人の「生命」以上の何物かが自己と関わりを持っている状態を維持すること—たとえば、栄誉ある振る舞いによって祖国や共同体の中で自己の存在が記憶として残り続けること—である（この点をキリスト教的価値観との対比で論じた拙稿「初期モンテスキューにおける古典古代」六九二頁も参照）。彼はそれを「我々の生命そのものよりも、我々を愛するようにする自然的で不可思議な本能」とも呼び、これによって「我々は自発的に事をなし、生命を断つことに同意する」とする。

以上のモンテスキューの「自己愛」理解は、アリストテレスにおける「自己愛」を想起させる。彼によれば、「劣悪なひとびと」は、「自分自身と争い」「自分を避け」「愛されるに値するものを何ひとつ持たないために、自分自身に対しても愛の関係を持ちえない。」これに対して「高尚なひと」は、「自分のために」「善いもの、および、善いと見えるものが自分に与えら

れることを願い、またそのように行為する」「自愛者」でもある。アリストテレスは、万人が「行為における美しさを目がけて競い合い、最も美しい行為をしようと」全力を尽くす場合、「公共のためになされるべき規範がすべて実現され」各人の「最大の善が実現されうる」とし、「自愛者」は「数々の行為を友と祖国のためになし、必要とあれば、生命さえ捧げること」によって、「自分のために」「偉大な美しい褒賞」を手に入れる、と主張するのである（『ニコマコス倫理学』第九巻、第四・九章、加藤信朗訳、アリストテレス全集13、岩波書店、一九七三年、二九七-三〇〇、三〇七-三一〇頁）。したがって、モンテスキューの「自己愛」には、川出氏が示唆するジャンセニスム起源のペシミスティックな「自己愛」（川出、二七頁）とは別に、目的論的な善を志向する古典古代起源の態度が内包されていたと言えよう。

また、本稿での理解を前提とする限り、利己的な「権力欲」も人間の情念を構成する一要素でしかなく、一定の条件が満たされれば発現するが、別の条件の下では発現しない。たとえば、第一一章でモンテスキューは、人間は、共和政期ローマのように「清貧」な状態に止まれば「野心」を抱くことはないが、「それまで以上の権力を持つにつれて、いっそうそれを渇望し、多くを有しているが故に、一切を欲する」ようになる、と指摘する。他方で、彼は、第一六章でマルクス・アウレリウスのストア的資質を高く評価し、人間の改善可能性について次のように語っている。

「人間についてよりよい見解を持つことで、自分自身についてよりよい見解を持つようになるというのが、彼の伝記のもたらす効果である。」

（4）たとえばモンテスキューは、先に引用した第一章の一節の直後に、イングランド王ヘンリー七世が大貴族を抑えるために庶民の権力を増大させたことを、セルウィウス・トゥリウスが元老院を抑えるために人民の特権を拡大したことと重ね合わせ、こうした措置が次第に人民の大胆さを生み、その後の君主政の打倒の遠因となったことを示唆している。この他にも、第六章では、周辺の強国を弱体化させるためにローマが採用した原則が、その強国内の政治的社会的諸関係の分断であったことが示され、これに続いて、もしこの原則を「われわれの時代に統治した偉大な君主」が採用していたのであれば、いかなる行動が可能であったかの思考実験が展開される。ここでモンテスキューが念頭に置いているのは、名誉革命によって王位を追われたジェームズ二世に対するルイ一四世の対応である。この分割の原則に基づけば、ルイはジェームズが国外追放を受ける前に、「より大きな兵力を使って彼を支持し、彼に忠実な島国に彼を留めておく」ことで、「自分の計画に対抗しうる唯一の強国を分裂させておく」ことが必要であったことになる。また、同じ章においてモンテスキューは、ローマが周辺領域を征服する際に慎重な策を採ったことを紹介した上で、「スペイン人も、メキシコとペルーの征服の後、このやり方に

従っていたならば、全てを保持するために全てを破壊するというような無理をしなくてすんだであろう」と続けている。さらに第一一章では、内戦の中でしばしば偉大な人材が登場したローマの例に続いて、百年戦争、宗教戦争、フロンドの乱の後のフランスが、対外的に強大化した例などが示される。また、第一三章では、カエサルの暗殺などの陰謀に加担した者ほとんど全てが不幸な最期を遂げたことを紹介し、当該箇所の註において、イングランドのチャールズ一世を死刑に処した者のほとんど全てが悲劇的な最期を遂げたことを、モンテスキューは指摘している。彼によれば、「このような行為をすれば、あらゆる方面に宿敵を作らずにはすまず、したがって、無限の危険をおかすことになる」のである。なお、『ローマ人盛衰原因論』の論述に見られる古代と現代との対比にかんするより包括的な検討については、福鎌『モンテスキュー』第二巻、三二一-三二六頁を参照。

(5) 本稿と同様の観点からシュクラールは、モンテスキューが「人間の心理学的同一性」に基づき、古代ローマを「模倣すべきモデル」としてではなく、むしろ「政治にかんするある一般的真理への到達に寄与する事例研究」の対象として捉えていたと指摘する（Judith N. Shklar, *Montesquieu* [Past Masters], Oxford, New York: Oxford University Press, 1987, p.50)。なお、既に見たように、当代のヨーロッパが、ローマ人と同じ感情を持ちうる人間の営みの産物であり、時として古代ローマと類似した外的条件を持っていながら、ローマのように軍事的有徳さを発揮しつつ国家の拡大に向かわないのは、拡大の「原因」となるような外的諸条件が見あたらないためであろう。

(6) 国家はそれぞれ個々の人為的営為を越えた「ある構想」や「一般的原因」によって支配されているという発想は、この時期になって初めて登場したものではない。これに類似したものとして、多くの研究者が指摘するように、一七二五年に著された『政治について（*De la Politique*）』において、既に「基調（ton）」の支配という考え方が見られる。この「基調」とは、「時代から時代へと増大し結合し合う無限の諸原因の一連鎖の結果」として形成され、「主権者、役人、人民がこの基調を損ねるように見えようと、それに従うように見えようと」「彼らが行ったり考え出したりしうることの一切」と、常に関連しているとされる。また、この「基調」を破壊する原因は、大抵の場合極めて遠くに離れており、その原因がどういう「筋道」を経て「基調」の破壊という結果を生み出すのかは、「人に予見できない」ものとされていた（*OC. Pléiade*, I, p.114-115; *OC. Nagel*, III, pp.168-169.)。

しかし、川出氏が明快に整理しているように、モンテスキューは、ヨーロッパ旅行の経験によって、部分を全体との関係の中で捉える「塔からの観察」の視点と、「他国を知るまで自国を知ることもできない」という比較の視座を獲得した（川出

『貴族の徳、商業の精神』一六六-一六九頁）。さらに、ローマ史に対する丹念な検討を行うことによって、彼は『ローマ人盛衰原因論』において、繁栄の「構想」を破壊する「原因」をある程度予見しうるようになったと言えよう。

なお、これとはやや次元を異にするが、人為的営為を越えそれを規定するものとして、モンテスキューは「一般精神」という表現も用いている。彼は、専制的権力の恣意的行使においてさえ、一定の制約が課されざるをえないとし、次のように論じる。

「地上に、あらゆる点で専制的な権威が存在すると信ずるのは誤りである。そのようなものは、これまでなかったし、今後も決して現れないであろう。最も巨大な権力も、常にどこかの部分で限定されている。トルコのスルタンがコンスタンティノポリスで新しい租税を課そうとした時、都市全体に抗議の声が上がって、この権力者はそれまで知らなかった限界をはじめて感じさせられた。ペルシャの王は、息子に父を殺させ、父に息子を殺させることはできるが、臣下に葡萄酒を飲むよう強制することはできない。国民それぞれに一般精神があって、権力自体その基礎の上に立っているのである。権力は、この精神と衝突する時、自分自身と衝突することになる。そして権力の作用は必然的に停止してしまう。」（第二二章）

ここで言う「一般精神」とは、モンテスキューによれば、国民が経験した数多くの前例から形成されてきたものであり、「習俗」もまた同様である。習俗は、法と同じ効力を持つこともあり（第二一章）、これを無視して統治することはできないのである。なお、「一般精神」や「習俗」の観念が、モンテスキューの思想とりわけ「自由」観と密接に関連していることを的確に指摘したものとして、押村『モンテスキューの政治理論』第二章「歴史・風土・法―三者の構造連関」に着目すべきであろう。

(7) 「物理的原因」と「道徳的原因」にかんしては、すでに初期の『ペルシャ人の手紙』第一一三の手紙においても言及がされてはいたし、第一一四の手紙で、キリスト教という「道徳的原因」による人口の増減の効果が論じられていた。また、中期の『ローマ人盛衰原因論』では、「物理的原因」として、風土や地理的要因が検討されている。たとえば、彼は第五章で、「人間の野心を挫くために自然が国家に課するある種の限界が存在する」と述べ、さらに、第二一章でペルシャ人が、ローマ人のように北方民族の脅威を感じずにすんだ理由として、山や河の存在が自然的・地理的障害となっていたことを指摘している。またモンテスキューは後に、「道徳的原因」と「物理的原因」との関係について次のように語った。

「物理的原因よりも、道徳的原因の方が、ある国民の一般的性格を形成し、その精神の性質を規定する。」（*Essai sur*

les causes qui peuvent affecter les esprits et les caractères, en *OC. Pléiade*, II, p.60.)

(8) しばしば混同されるが、モンテスキューは「自由な国家」消滅の「原因」と、その後の帝政期におけるローマ人の「衰退」の「原因」とを区別して論じている。彼の言う「衰退」とはポエニ戦争などを契機とするイタリア外領土の直轄支配によって共和政の「構想」が破綻した後の、長期的過程を指すからである。したがって、前者の「原因」は後者のそれの一部でしかない。なお、後者の「衰退」の「原因」を、彼は、一七四八年の改定版の末尾に索引として掲載した「内容分析表（Table des Matières contenues dans les Considerations sur les Romains)」の中で、七項目に分けている。しかし前者については彼は、全く言及していないばかりか、「自由」という用語すら掲載していない（*OC. Nagel*, I, pp.531-552.)。このことは、『ローマ人盛衰原因論』の初版一七三四年と、一七四八年版の段階との間に、モンテスキューの「自由」観に変更があったことを窺わせる。注(23) も参照。

(9) ルネサンス期の状況については樺山紘一の『異境の発見』東京大学出版会、一九九五年の第II部が概観している。なお、マキアヴェッリやモンテスキューとは対照的に、たとえばキリスト教的価値観に基づき「帝国」を救済の手段として擁護するダンテは、カエサルを肯定的に評価する。彼は、カエサル暗殺に加担したブルータスやカシウスをユダと同列視し、トラヤヌスやユスティニアヌスをキリストに近いものに見たてた。なお参照、J. G. A. Pocock, *Machiavellian Moment: Florentine Political Thought and the Atlantic Republican Tradition*, New Jersey: Princeton University Press, 1975, pp.50-51°

(10) 「ローマの強大化（agrandissement）がその自由にどの程度負っていたかについては、十人委員の暴政が続いたわずかの期間に、はっきり看て取ることができる。国家は自らを動かしていた魂を失ってしまったようであった。」（第一章）

(11) 「自由」が対外的独立の意味で用いられている箇所としては、たとえば第六章を参照。ここでモンテスキューは、ローマ人が同盟国に名目上の「自由」を与えたと記している。また、第九章において彼は、「自由な国家」の対になる表現として、「人民が従属している国家」を用いている。さらに彼は、ロムルスが「自由人」に「農業と戦争」しか認めなかったことを第一〇章の原注において紹介している。この限りで、この段階のモンテスキューは、初期における「自由」の用法を踏襲していたとも言えよう。モンテスキューは後に、貴族に対する商業活動の禁止を主張したが、この主張は、この「自由人」の観念の延長線上に捉えられる限り「奇異」（川出『貴族の徳、商業の精神』二五九頁）なものではない。なお、本稿第二章の注(22) や、第三章も参照されたい。

(12) 「分裂」と「統合」の双方を兼ね備えたモンテスキューの秩序観を〈不協和の調和〉として定式化したのは、近年最も注目

される研究を公刊した川出氏である。モンテスキュー自身はこのままの表現を用いているわけではないが、この定式化自体は簡にして要を得ていると思われるので、ここで借用した。川出『貴族の徳、商業の精神』一八四頁。

(13) 他にもモンテスキューは次のように論じている。

「ローマでは、法によって統治されていたので、人民は元老院が事態の指導に当たることを許容した。」（第四章）

(14) 前掲拙稿「初期モンテスキューにおける古典古代」を参照。

(15) マキアヴェッリは、『リウィウス論（*Discorsi sopra la prima Deca di Tito Livio*）』第一巻第五・六章において、拡大型の共和国としてローマを、小規模現状維持型の共和国としてスパルタ、ヴェネツィアを挙げる（Niccolò Machiavelli, *Opere a cura di Corrado Vivanti*, I, Torino: Einaudi-Gallimard, 1997, pp.210-217）。モンテスキューのいうローマの理想の在り方とは、貴族・元老院が人民の権力を抑制する点において、マキアヴェッリに比べると寡頭政的な構造をもっていたと言えよう。なお、後にルソーも『社会契約論』第二編第一〇章で、これら二つの選択肢に言及している。

(16) 「自由な国家の利点は、収入がよりよく管理されることである。だが、それが悪い管理の下におかれた時にはどうなるか？自由な国家の利点は寵臣がいないことである。だが、君主の友人や親族の代わりに、統治にかかわる全ての者達の友人や親族に立身出世させねばならない場合、全ては失われる。」（第四章）

以上の一節は、ローマにおける公共精神について論じられた箇所にある。モンテスキューは、「清貧」という「ある古来の習俗」によってローマ人が平等な恩恵を得ていたことを指摘し、これに対してカルタゴでは国家への奉仕に対して公的給付がなされ、党派対立の著しかったため、堕落したとしている。

(17) 「軍隊、部隊あるいは歩兵隊とともにルビコンを越える者は、誰であれ地獄の神々の生け贄とされ、瀆聖者にして反逆者と宣言される」（第一一章）

(18) モンテスキューによれば、「法を侵害するよりも、習俗を侵害することによってより多くの国家が滅びている」（第八章）し、征服者が征服地の習俗を無視して、自分たちの法や慣習を押しつけようとすることは、効果のない「征服者の愚行」に過ぎないとする（第六章）。

(19) さらに第二二章においてモンテスキューは、ギリシア人の例を引き合いに出しながら、教会権力と世俗権力との区別の必要性を主張している。

(20) モンテスキューは、第八章で権力の濫用の阻止に失敗した国について、次のように論じている。

「カルタゴは権力濫用を排除しなければならないときに、ハンニバル自身の手腕を受け入れることができずに滅びた。アテナイは、その悪弊があまりに甘美で、彼ら自身にそれを矯正する気持ちにならせないほどであったために、没落した。そして、今日、イタリアの諸共和国は、それぞれ政府の永続性を保っているが、本当はその権力濫用の永続性しか誇るべきものはないのである。また、それら共和国には、十人委員時代のローマにあったほどの自由もないのである。」

(21) 一七三四年版の第九章の原注には、次のような記述があった。

「ローマの政体を、君主政、貴族政、民衆国家の混合であったが故に欠陥のあるものとみなした者がいる。しかし、ある政体の完全性とは、政治学の書物に見出される政体の諸類型の一つと関連づけられるのではなく、国民の偉大化あるいは彼らの至福という、全ての立法者が持つべき目的（vue）に適っていることにある。ラケダイモンの政体は、この三つによって構成されていたではないか？」

この注は後の版では削除されているが、その理由は、混合政体を欠陥視し純粋政体を提唱する王権側の主張に、モンテスキューが配慮したためか、あるいは、政体の完全性についての彼自身の見解に対して変更が加えられたためであろう（*OC. Pléiade*, II. p.1488.）。なお、一六世紀以来の公法をめぐる王権側の理論家については、以下のものを参照。François Olivier-Martin, *Histoire du droit Français des origines à la Revolution*, 2e tirage, Paris: Domat Montchrestien, 1951, p.336 (Fr. オリヴィエ＝マルタン『フランス法制史概説』塙浩訳、創文社、一九八六年、五〇四頁、分節番号262).

(22) 厳密には、第九章において「消滅（perte）」したものとして、あるいは動詞〈prendre〉の目的語としてモンテスキューが言及しているのは、タイトルにある「ローマ」以外には、「自由な国家」としての「共和国（république）」であり、「市民精神（ésprit de citoyens）」であり、従属に対置させる意味での「自由（liberté）」である。

確かにモンテスキューが、この章で二つの原因を明記しているとは言い難いかもしれない。福鎌氏は、領土の拡大という「政治的行動」と、「法的対策」という二つの点で誤ったことが、ローマの滅亡につながったと指摘する（福鎌『モンテスキュー』第二巻、二八九頁）。しかし、以下の二つの文が、本文の中盤と末尾に、それぞれ独立したパラグラフを構成するものとして置かれていることから、「自由」消滅の原因を「あまりに早く」達成された「偉大さ」に求めることができよう。

「帝国の偉大さが共和国を滅ぼしたが、この都市の偉大さも同様に共和国を滅ぼしたのである。」

「ローマが自由を失ったのは、あまりに早くその事業を達成したからである。」

さらに、第七章にも、類似の表現が見られる。

「こうしてポンペイウスは、急速な勝利のうちに、ローマの偉大さを示す華麗な事業を達成した。彼はその帝国の本体に、無数の地方を統合した。これはローマの真の力より、その壮麗さの外観を示すのに役立った。そして、…［中略］…公共の自由はいっそう危険に晒されるようになった。」

(23) 第九章の論述からも明らかなように、モンテスキューは、「分裂」の前提たる公共精神が失われ、ローマ人が「個別的利益」を持ち「誰か有力な庇護者」に従属することで「党派（partie, faction）」を生じさせ「内戦」をもたらすに至る事態を、「自由」喪失につながるものとして厳しく非難した。したがって、川出氏が主張するように、彼が、「マリウスやスラ、カエサルやポンペイウスといった権力欲に駆られた党派の長たちが国を二分して戦った」「共和政末期の危機的状況を見据えたうえで、あえて『分裂』を擁護した」（川出『貴族の徳、商業の精神』一八四頁）、とは言えないであろう。

なお、共和政期ローマにおける「分裂」を積極的に擁護するモンテスキューの見解は、マキアヴェッリのそれを踏襲したものと考えられる。マキアヴェッリは、『リウィウス論』第一巻第四章において、貴族と平民との間の「分裂（disuniône）」や「騒乱（tumulti）」によって、ローマ共和政の「自由」と「国力」が形成されたとし、同第六章において両者の「反目（inimicizie）」は、「ローマの偉大さに到達する」ためには、「必要悪」とするのである。しかも、彼は同時に、『フィレンツェ史（*Istorie Fiorentine*）』の第七巻において、「分裂（divisioni）」にも共和国にとって有害なものと有益なものがあると指摘し、有害なものとは「徒党（sétte）によるものであり支持者を得ているもの」で、有益なものとは「徒党も、それを保持する支持者もない」もの、とも定式化している。さらに彼は、『リウィウス論』第一巻第八章において、同時代のフィレンツェについて、「告発」の制度がローマほど整備されていなかったがために、誹謗・中傷が蔓延した結果、「分裂が徒党を、徒党が破滅を」もたらすことになったと主張した（Machiavelli, *Opere a cura di Corrado Vivanti*, I, pp.208-209, 217, 222; *Tutte le Opere a cura di Mario Martelli*, Firenze: Sansoni Editore, 1992, p.792）。

(24) モンテスキューは第一一章で、残忍で悪名高かったスラを、衰退の過程に入った共和国の生命回復のため、元老院の権威を高め、人民の権力を穏和にし、護民官の権力を制限したことを理由に、擁護すらしている。

(25) 引用文中の「もっと賢明である」という表現は、一七三四年の最初の版では「ヨーロッパのうちで最も賢明な統治である」となっていた。その後同年に公刊された版の正誤表で改められた（*OC. Pléiade*, II, p.1488.）。

〔未完〕